

第20期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月17日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル6階 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議案 取締役会からご提案させていただく議案
会社提案
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件
第4号議案 社外取締役に対する譲渡制限
付株式の付与に関する報酬額
等および内容決定の件

株主さま(1名)からご提案された議案
株主提案
第5号議案 取締役1名選任の件

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染が広がっています。
本株主総会の議決権行使は、書面またはインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用を是非ご検討ください。(詳細は3～4頁をご参照ください。)

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日ですが、会場において感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

目次

第20期定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……	5
(提供書面)	
第20期事業報告 ……	25
連結計算書類 ……	57
計算書類 ……	61
監査報告書 ……	65

株主総会にご出席いただけない場合

郵送又はインターネットにより議決権を行使できますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2020年6月16日(火曜日) 午後5時まで

株主さまへのお土産はご用意しておりません。

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、またはインターネット等によって議決権行使することができますので、議決権行使についてのご案内をご高覧のうえ、いずれかの方法により、2020年6月16日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具



**書面（郵送）により
議決権を行使される場合**

▶ 同封の議決権行使書用紙を、切手を貼らずにご投函ください。
2020年6月16日（火曜日）午後5時到着分まで



**インターネット等により
議決権を行使される場合**

▶ 4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、
2020年6月16日（火曜日）午後5時まで
に賛否を**ご入力**ください。
【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>



**株主総会への出席により
議決権を行使される場合**

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
会場受付にご提出ください。

● 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

記

1 日 時	2020年6月17日（水曜日）午前10時 開会（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル6階 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール *株主さまへのお土産はご用意しておりません。
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第20期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第20期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>取締役会からご提案させていただく議案 会社提案 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件 第4号議案 社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する 報酬額等および内容決定の件</p> <p>株主さま（1名）からご提案された議案 株主提案 第5号議案 取締役1名選任の件</p>

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要」、「連結計算書類」及び「計算書類」の「注記表」につきましては、法令及び当行定款第13条に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知及び提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、本招集ご通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- 当日ご出席いただけない株主さまが株主総会の模様をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第20期定時株主総会の模様を動画配信する予定です。なお、ご出席の株主さまの映像は公開いたしません。

当行ウェブサイト ▶▶▶▶▶ <https://www.shinseibank.com>

「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月16日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月16日（火曜日）
午後5時入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年6月17日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

会社提案（第1号、第3号議案）

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

株主提案（第5号議案）

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

会社提案（第2号、第4号議案）

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2020年6月16日(火曜日) 午後5時まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン(ただし一部機種を除く)または携帯電話から議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

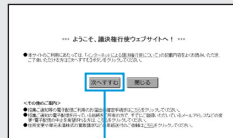
【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の二次元コードを読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。



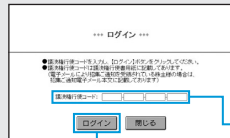
■ 下記の行使手順にしたがって、議決権を行使してください。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



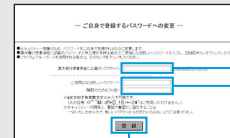
「次へすすむ」をクリック

② 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「ログイン」をクリック

③ 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「登録」をクリック

「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

お手順について

下記事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。

【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3. インターネットによる議決権行使は、2020年6月16日(火曜日)午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主さまのご負担となります。

お問い合わせ

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

議決権行使以外のご照会

☎ 0120-782-031 (午前9時～午後5時、土日休日を除く)

- ・証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
- ・電磁的方法による招集通知の受領を承諾された株主さまが議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。上記専用ダイヤルまでご請求ください。

株主総会参考書類

会社提案（第1号議案から第4号議案） 5頁～20頁

会社提案

第1号議案

取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、業務執行取締役2名及び独立社外取締役4名の全員（6名）が任期満了となります。独立社外取締役比率を一層高め、業務執行に対する監督機能が十分に確保された取締役会の体制を維持するため、独立社外取締役1名を加えた取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性	取締役会への出席状況
1	工藤英之	代表取締役社長	再任	8 / 8回 (100%)
2	小座野喜景	取締役 チーフオフィサー グループ事業戦略 (専務執行役員相当)	再任	8 / 8回 (100%)
3	アーネスト M. 比嘉	取締役	再任 社外 独立	8 / 8回 (100%)
4	川本裕子		新任 社外 独立	—
5	榎原純	取締役	再任 社外 独立	8 / 8回 (100%)
6	村山利栄	取締役	再任 社外 独立	7 / 7回 (100%)
7	富村隆一	取締役	再任 社外 独立	8 / 8回 (100%)

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

【取締役の選任方針】

取締役候補者の指名に当たっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当行の規模を踏まえ、指名・報酬委員会での審議の上、取締役会において決定しています。

候補者番号

1

く どう ひで ゆき
工藤 英之

再任

生年月日

1963年9月1日 (56歳)

所有する当行株式の数

普通株式23,072株

在任年数

5年

取締役会への出席状況

8 / 8回 (100%)

略歴、当行における地位、担当

1987年 4月	株式会社第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行
2001年 5月	みずほ証券株式会社投資銀行部門アドバイザー 第2部部长
2003年 8月	エートス・ジャパン・エルエルシーアクイジショングループディレクター
2005年 5月	同社マネージングディレクター
2006年 6月	MID都市開発株式会社 (現 関電不動産開発株式会社) 代表取締役社長
2007年 1月	同社取締役副会長
2007年 6月	エートス・ジャパン・エルエルシー投資部門マネージングディレクター
2010年 9月	当行常務執行役員法人・商品部門副部門長
2011年 4月	当行常務執行役員ストラクチャードファイナンス本部長
2013年 4月	当行常務執行役員チーフリスクオフィサー・リスク管理部門長
2015年 4月	当行常務執行役員
2015年 6月	当行代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

工藤英之氏につきましては、当行の執行役員就任以降、法人部門副部門長、ストラクチャードファイナンス本部長、リスク管理部門長などを務め、豊富な経験と識見を有しております。社長就任以降も、第二次・第三次中期経営計画を着実に履行したほか、2019年度からスタートしている中期経営戦略においては「価値共創による成長追求」と「ケイパビリティ (組織的能力) 強化」を基本戦略とする諸施策の策定と実施を主導し、企業価値の向上に貢献してまいりました。これらのことから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

略歴、当行における地位、担当

1986年 4月	株式会社日本長期信用銀行 (現 株式会社新生銀行) 入行
2003年11月	当行クレジットトレーディング部長
2006年 7月	当行企業再生本部長
2007年12月	当行プリンシパルトラザクシオンズ本部長
2011年 6月	当行常務執行役員プリンシパルトラザクシオンズ本部長
2015年 4月	当行常務執行役員法人部門副部門長
2016年 4月	当行常務執行役員特命担当 (グループ事業戦略主担当)
2016年 6月	株式会社アプラスフィナンシャル取締役 (現任)
2017年 4月	当行チーフオフィサーグループ事業戦略、常務執行役員特命担当
2018年 4月	当行チーフオフィサーグループ事業戦略 (専務執行役員相当)
2018年 6月	当行取締役チーフオフィサーグループ事業戦略 (専務執行役員相当) (現任)

重要な兼職の状況

株式会社アプラスフィナンシャル取締役 (非常勤)

取締役候補者とした理由

小座野喜景氏につきましては、クレジットトレーディング、企業再生及びプリンシパルトラザクシオンズなどの法人業務を中心に、豊富な経験と実績を有しております。また、直近の3年間はグループ事業戦略を企画・推進するチーフオフィサーとして、当行グループの事業再編や新たなビジネス機会の創出などを通じ、企業価値の向上に貢献してまいりました。これらのことから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

2

こ ざ の よし あき
小座野 喜景

再任

生年月日

1962年11月1日 (57歳)

所有する当行株式の数

普通株式8,367株

在任年数

2年

取締役会への出席状況

8 / 8回 (100%)

候補者番号 3

アーネスト M. 比嘉



再任

社外

独立

生年月日

1952年10月15日 (67歳)

所有する当行株式の数

普通株式4,286株

在任年数

7年

取締役会への出席状況

8 / 8回 (100%)

候補者番号 4

川本 裕子



新任

社外

独立

生年月日

1958年5月31日 (62歳)

所有する当行株式の数

普通株式0株

略歴、当行における地位、担当

1976年 4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ入社
1983年 4月 同社代表取締役社長
2008年 4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会特別理事 (現任)
2009年 5月 コロンビアビジネススクール理事 (現任)
2010年 6月 株式会社ジェーシー・コムサ取締役 (現任)
2011年 3月 ウェンディーズ・ジャパン合同会社最高経営責任者
2013年 6月 当行取締役 (現任)
2015年 4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長兼社長 (現任)
2016年 9月 ウェンディーズ・ジャパン株式会社代表取締役会長 (現任)
2017年 4月 学校法人昭和女子大学理事 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長兼社長
ウェンディーズ・ジャパン株式会社代表取締役会長
株式会社ジェーシー・コムサ取締役
コロンビアビジネススクール理事
学校法人昭和女子大学理事
一般社団法人東京ニュービジネス協議会特別理事

社外取締役候補者とした理由

アーネスト M. 比嘉氏につきましては、消費者を対象とした事業の経験と高い見識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当行における地位、担当

1982年 4月 株式会社東京銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
1988年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
2001年 7月 同社東京支社シニアエキスパート
2004年 4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 (現 経営管理研究科) 教授 (現任)
2004年 6月 株式会社大阪証券取引所 (現 株式会社日本取引所グループ) 取締役
2006年 6月 東京海上ホールディングス株式会社監査役
2013年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役

重要な兼職の状況

早稲田大学大学院経営管理研究科教授
パナソニック株式会社社外取締役*
*2020年6月開催予定のパナソニック株式会社定時株主総会において、選任され就任する予定であります。

社外取締役候補者とした理由

川本裕子氏につきましては、金融分野における専門的な知見、また、経営コンサルタント及び大学教授としての豊富な経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

候補者番号

5

まき はら じゅん
榎原 純



再任

社外

独立

生年月日

1958年1月15日 (62歳)

所有する当行株式の数

普通株式20,000株

在任年数

9年

取締役会への出席状況

8 / 8回 (100%)

候補者番号

6

むら やま り え
村山 利栄



再任

社外

独立

生年月日

1960年5月1日 (60歳)

所有する当行株式の数

普通株式0株

在任年数

1年

取締役会への出席状況

7 / 7回 (100%)

略歴、当行における地位、担当

1981年 9月 ゴールドマン・サックス証券会社入社
1992年11月 同社パートナー
1996年11月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社)
共同支店長
2000年 7月 株式会社ネオテニー取締役会長
2006年 6月 マネックスグループ株式会社取締役 (現任)
2011年 6月 当行取締役 (現任)
2014年 9月 フィリップモリスインターナショナル取締役 (現任)

重要な兼職の状況

マネックスグループ株式会社社外取締役
フィリップモリスインターナショナル社外取締役

社外取締役候補者とした理由

榎原 純氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また、国内及び国外での経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当行における地位、担当

1988年11月 CSファーストボストン証券入社
1993年 3月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社
2001年11月 同社マネージングディレクター
2016年 6月 株式会社レノバ取締役
2017年 4月 株式会社ComTech代表取締役会長
2017年 6月 株式会社カチタス取締役
2019年 6月 当行取締役 (現任)

重要な兼職の状況

ムーディーズ・ジャパン株式会社及びムーディーズSFジャパン株式会社監督委員会独立委員*
* 2020年4月開催のムーディーズ・ジャパン株式会社及びムーディーズSFジャパン株式会社取締役会において、選任されており、同年6月に就任する予定であります。

社外取締役候補者とした理由

村山利栄氏につきましては、投資銀行における豊富な経験に基づく知識、特に不動産、住宅、建設及び関連セクターにおける事業やリスク分析に関する知見に加え、他社における社外役員経験に基づく幅広い知見を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 7

とみ むら りゅう いち
富村 隆一



再任

社外

独立

生年月日

1959年2月17日 (61歳)

所有する当行株式の数

普通株式0株

在任年数

6年 (通算)

取締役会への出席状況

8 / 8回 (100%)

略歴、当行における地位、担当

1983年10月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
1991年10月	株式会社リクルート (現 株式会社リクルートホールディングス) ネットワークインテグレーション事業部長
1994年 1月	プライスウォーターハウスクンサルタント株式会社常務取締役
2002年10月	IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社常務取締役 IBMコーポレーションビジネスコンサルティングサービスアジア・パシフィックヴァイスプレジデント
2004年 2月	日本テレコム株式会社 (現 ソフトバンク株式会社) 代表執行役副社長
2007年12月	株式会社RHJインターナショナル・ジャパン代表取締役
2010年 4月	株式会社シグママックス取締役副社長
2012年 8月	株式会社プラン・ドゥ・シー取締役
2014年 6月	当行監査役
2015年 6月	当行取締役 (現任)
2016年 6月	株式会社シグママックス代表取締役副社長
2018年 6月	同社代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社シグママックス代表取締役社長

株式会社ベクトル社外取締役*

* 2020年5月27日開催の株式会社ベクトル定時株主総会において、選任され就任する予定であります。

社外取締役候補者とした理由

富村隆一氏につきましては、企業経営者及びコンサルタントとしての豊富な経験と情報システムを含む幅広い知識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当については事業報告 (46頁) に記載しております。
2. 取締役会への出席状況は、2019年4月から2020年3月末までに開催された取締役会について記載しております。村山氏については、2019年6月の就任以降3月末までに開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 取締役候補者の「略歴、当行における地位、担当」において「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。
4. 取締役候補者のうち工藤英之氏及び小座野喜景氏は、取締役選任後に開催される取締役会において銀行の常務に従事する取締役として選任される予定です。両候補者は、いずれも銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
5. 取締役候補者小座野喜景氏は、略歴に記載の株式会社アプラスフィナンシャル取締役 (非常勤) に加え、新生フィナンシャル株式会社、株式会社アプラス、株式会社アプラスパーソナルローン及び昭和リース株式会社の取締役 (いずれも非常勤) を兼務しております。これらの会社はいずれも当行の特定関係事業者 (子会社) であります。

6. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 川本裕子氏は、2020年4月1日付で当行のシニア・アドバイザーに就任しておりますが、同氏は、顧問契約に基づき、当行の経営上の参考とするための助言を提供していたものであり、会社法第2条第15号イに定める「使用人」にはあたらないと判断しております。また、同契約は本株主総会開催日までに終了し、契約期間中の報酬総額は年換算額1,000万円未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。
- (2) 村山利栄氏は、2019年1月30日付で当行のシニア・アドバイザーに就任しておりますが、同氏は、顧問契約に基づき、当行の経営上の参考とするための助言を提供していたものであり、会社法第2条第15号イに定める「使用人」にはあたらないと判断しております。また、同契約は本株主総会開催日までに終了し、契約期間中の報酬総額は年換算額1,000万円未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。

その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

7. 責任限定契約の内容の概要について

取締役候補者のうちアーネスト M. 比嘉、榎原 純、村山利栄、富村隆一の各氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、各取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記4名の再任が承認された場合、当行は4名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、新任社外取締役候補者の川本裕子氏は、取締役に選任された場合、上記と同内容の責任限定契約を当行と締結する予定であります。

8. アーネストM. 比嘉、川本裕子、榎原 純、村山利栄、富村隆一の各氏は社外取締役候補者であります。

9. 村山利栄氏の戸籍上の氏名は志賀利恵であります。

10. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。
- (2) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。
- (3) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役及び監査役に就任してからの年数について
 - ① アーネスト M. 比嘉氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって7年であります。
 - ② 榎原 純氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって9年であります。
 - ③ 村山利栄氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年であります。

④ 富村隆一氏の監査役および社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算6年であります。

11. 当行は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）に対して、アーネスト M. 比嘉、榎原純、村山利栄、富村隆一の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、当行は、川本裕子氏が取締役を選任された場合には、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

当行は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。

会社提案

第2号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役1名が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



生年月日

1958年6月29日（61歳）

所有する当行株式の数

普通株式2,583株

在任年数

8年

取締役会への出席状況

8／8回（100％）

監査役会への出席状況

12／12回（100％）

略歴、当行における地位

1981年 4月	株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行） 入行
2001年12月	当行財務管理部長
2006年10月	当行グループ財務管理部長兼グループ財務プロジェクト部長
2009年 4月	当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長
2009年 9月	当行グループ財務管理部長
2010年 6月	当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長
2010年 9月	当行執行役員グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長
2010年10月	当行執行役員財務管理部長
2012年 6月	当行常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

永田信哉氏につきましては、当行での業務経験が長く、事業内容につき深い理解を持っているほか、財務・会計に係る知見・経験を有しております。現在も常勤監査役として監査役監査について中心的な役割を担い、また取締役会・監査役会等においても有用な発言・助言を行っております。これらのことから同氏は、当行の監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

（注）監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

会社提案

第3号議案

補欠監査役2名選任の件

現任の社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役である相川尚久氏は、本定時株主総会の開始の時をもってその選任の効力は失効します。また現任の社外監査役の補欠としての補欠監査役である保田眞紀子氏は、本定時株主総会終結時をもって補欠監査役を辞退したいとの申し出がありましたので、第18期定時株主総会の決議に基づき、監査役会の同意を得て、本定時株主総会終結時をもって同氏の補欠監査役選任の取消しを行う旨、取締役会において決議いたしました。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。候補者幡野浩之氏は、当行の社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役候補者、候補者村上嘉奈子氏は社外監査役の補欠としての補欠監査役候補者といたします。また、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

は た の ひ ろ ゆ き
幡野 浩之



新任

生年月日

1971年11月17日（48歳）

所有する当行株式の数

普通株式167株

略歴、当行における地位

1994年 4月	株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行） 入行
2007年 5月	当行人事部次長
2013年 9月	当行総合企画部業務推進役
2015年10月	当行総合企画部統轄次長
2017年 4月	当行グループ経営企画部セクションヘッド
2018年 6月	当行グループIR・広報部GM
2019年10月	当行監査役室長（現任）

補欠監査役候補者とした理由

幡野浩之氏につきましては、銀行業務に関する知識及び経験を有しており、当行の社外監査役以外の監査役に適任であると判断し、補欠監査役の候補者として、選任をお願いするものです。

候補者番号 2

むらかみかなこ
村上 嘉奈子

新任

社外

生年月日

1978年3月13日 (42歳)

所有する当行株式の数

普通株式0株

略歴、当行における地位

2001年10月 第二東京弁護士会登録
 2001年10月 のぞみ総合法律事務所入所
 2014年 5月 同事務所オプ・カウンセラー (現任)

補欠監査役候補者とした理由

村上嘉奈子氏につきましては、弁護士としての専門的な知識及び経験等を当行監査に反映していただきたく補欠社外監査役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査役に就任された場合には社外監査役としての職務を適切に遂行していただくと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者の幡野浩之、村上嘉奈子の各氏は銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
2. 候補者と当行との特別の利害関係について
候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 責任限定契約の内容の概要について
補欠社外監査役候補者村上嘉奈子氏が監査役に就任された場合は、同氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。
4. 村上嘉奈子氏は補欠社外監査役候補者であります。
5. 村上嘉奈子氏は、2020年6月開催予定の新生信託銀行株式会社定時株主総会において、社外監査役に選任され、就任する予定であります。なお、同行は当行の特定関係事業者（子会社）であります。
6. 補欠社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
補欠社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不正な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。
7. 当行は、村上嘉奈子氏が監査役に就任された場合には、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
当行は、社外監査役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。

【ご参考情報】取締役会の実効性に関する評価・分析の状況について

当行は、取締役会の機能向上を図るため、取締役会全体に対する実効性評価・分析を定期的に行うことと定めております。
2019年度も、昨年同様以下の概要で自己評価を実施しました。

- (1) **目的：**
取締役会が自らに求められる役割・責務を果たしているかを自己評価し、PDCAサイクルを回すことにより、その機能向上に役立てる
- (2) **分析・評価対象：**
取締役会の活動及び当該活動を効率的・効果的に行うための運営・支援体制
- (3) **実施主体：**
取締役会出席者全員（取締役、監査役、その他の計10名）による評価。今年度も監査役のみを対象とした質問を実施
- (4) **分析・評価項目：**
取締役会での議論の内容、執行側による取締役会の運営、取締役会の構成・多様性、執行側からの取締役会への情報提供、ストラテジーセッションでの議論の内容、執行側によるストラテジーセッションの運営、コミュニケーション、指名・報酬委員会、取締役会実効性第三者評価の必要性、監査役からの評価等
- (5) **分析・評価手段：**
取締役会議長の指示に基づき取締役会事務局によるアンケート調査（選択回答及び自由回答）
- (6) **結果のフィードバック：**
選択結果及び自由回答を取締役に報告

アンケート結果は以下のとおり。

- ① 取締役会での議論の内容
昨年度に続き、中長期的なビジネスビジョン、企業価値向上及び持続的成長のためのビジネスモデルのための議論が建設的になされており、企業価値の向上や持続的成長に貢献しているとの一定の評価を得られました。
- ② ストラテジーセッションの議論の内容と有効性
今年度は、人事、デジタル、ビジネスの3つの戦略をテーマとした議論を行いました。これらのテーマは経営課題や持続的成長のためのビジネスモデルに重点をおいた適切なものであったとの評価を得られました。ストラテジーセッションは、ビジネス戦略を検討していく上で有効であるとの評価をしており、引き続きテーマや開催時期を検討しながら今後も開催を継続することとしております。
- ③ 取締役会の構成・多様性
役割・責務、及びジェンダー、国際性を含む多様性に関し、前回の評価においては特にジェンダーについて引き続き配慮すべきであることが確認されましたが、今年度は女性の取締役、監査役が就任したことでジェンダーの多様性に関する課題は解消しました。但し、スキルや経験を含めた広義の多様性という観点では引き続き検討が必要であることを確認しました。

④ 執行側による取締役会及びストラテジーセッションの運営

昨年度に続き、説明省略議案の選定、資料に関する事前の質問受付、及び簡潔な説明等による運営の効率化に取り組んできたことで、今年度のアンケート結果からも重要な議題が網羅され、概ねメリハリのある議論の場であったとの評価を得られました。ただし、資料の分量については改善すべき点も確認できたことから、より効率的な運営を目指すべく改善に努めてまいります。

⑤ 執行側から取締役会への情報提供

取締役会における執行側からの説明について改善がみられたものの、更に改善の余地があることを確認しました。また情報提供については、前回の評価における意見を踏まえて充実させたリスクマネジメントやコンプライアンスに関する情報は適切に提供されていることが確認できた一方、不十分、不足と感じているトピックスとして確認できた事項もあるため、その点は取締役会及びその他の機会を通じて提供することなどを考慮してまいります。

⑥ コミュニケーション

社外役員間の情報共有等については、良好な環境であることを確認しました。また、社外役員のみで構成しているエグゼクティブセッションの有効性についても確認しました。

⑦ 指名・報酬委員会

2019年3月の設置以降、2020年1月末までに5回開催しました。委員の構成、開催頻度については概ね適正であること、また委員会は指名・報酬に関する事項に関し、議論する有益な場であったことを確認しました。

⑧ 第三者による実効性評価の実施

今年度は検討の余地ありとの声も一定数あがっていることから、今後、取締役会の意向を確認の上、検討してまいります。

⑨ 監査役を対象にした質問

全般として取締役は期待されている責務を適切に遂行しているとの監査役による評価を確認しました。

同アンケートの結果から、全般的に昨年の結果と大差はなかったものの、総じて高めの評価が多かったことから、効率的な会議運営が、重要な議論のための時間確保にも繋がったと評価しています。また、適切と評価された項目や昨年から改善がみられた項目についても、維持・向上に努めるとともに、課題については検討・改善等を図り、更なる取締役会の実効性及び機能の向上に取り組んでまいります。

取締役会の実効性に関する評価・分析状況の詳細についてはこちらをご覧ください。



トップページ > 企業・IR > 経営方針 > コーポレート・ガバナンス > コーポレート・ガバナンス報告書

【ご参考情報】本総会終結後の役員構成

第1号議案および第2号議案が承認可決された場合の取締役および監査役の体制は以下のとおりです。

■取締役

工藤 英之	代表取締役社長
小座野 喜景	取締役 チーフオフィサーグループ事業戦略
アーネスト M. 比嘉	取締役
川本 裕子	取締役
榎原 純	取締役
村山 利栄	取締役
富村 隆一	取締役

■監査役

永田 信哉	常勤監査役
赤松 育子	監査役
金野 志保	監査役

【ご参考情報】社外役員の独立性判断基準について

1. 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当行では、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名について、当行の定める社内規程に基づき、最終的に取締役会が決定しています。詳細については以下のとおり。

- ・執行役員・オフィサーの選任：一定の対象者の中からその評価や業績等を踏まえて選定し候補者を決定する透明性の高い手続を策定しています。
- ・取締役候補者：取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当行の規模を踏まえ、指名・報酬委員会で審議の上、取締役会において決定しています。
- ・監査役候補者：当行取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていること等を踏まえ、監査役会の同意を得て決定しています。

2. 独立社外取締役の独立性判断基準

当行は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。

また、社外取締役の選任に当たっては、指名・報酬委員会での十分な議論を通じ、取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と豊富な経験及び出身の各分野において実績を有する人物を候補者として、最終的に取締役会で選定しています。

詳細についてはこちらをご覧ください。



[トップページ](#) > [企業・IR](#) > [経営方針](#) > [コーポレート・ガバナンス](#)

会社提案

第4号議案

社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等および内容決定の件

1. 譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等に係る事由

当行は、経営の透明性と客観性を確保したうえで持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、一貫して社外取締役の監督機能を重視した経営を行っております。取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当行の規模を踏まえて選任された取締役によって構成され、業務執行を行う2名の業務執行取締役及び業務の監督を行う4名の社外取締役（第1号議案「取締役7名選任の件」が原案通り承認されますと、5名となります。）で構成されますが、社外取締役は、経営の客観性及び透明性を確保しつつ、適切な意思決定を実現するための監督を果たす等の重要な役割を担っています。今般、社外取締役（以下「対象取締役」といいます。）に、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、従前ご承認いただいている報酬等の限度額の範囲内において、対象取締役に對して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額150万円以内で支給するものです。

2. 譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の内容

当行の取締役の報酬等の額は、2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において、年額180百万円以内（うち、社外取締役年額60百万円以内）（但し、従業員兼務取締役の従業員分給与は含みません。）とご承認いただいております。また、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会の決議により、常勤取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬の金額については、上述の取締役の報酬等の限度額である年額180百万円の範囲内において、年額200百万円以内とすることをご承認いただいております。なお、これらの報酬枠とは別枠で、2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において、常勤取締役（社外取締役を除く取締役）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額50百万円以内で割り当てることをご承認いただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、上記2015年6月17日開催の第15期定時株主総会においてご承認いただいた年額180百万円以内（うち、社外取締役年額60百万円以内）（但し、従業員兼務取締役の従業員分給与は含みません。）の報酬枠の範囲内において、対象取締役に對して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます（以下「本制度」といいます。）。本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内といたします。また、本制度に基づく報酬は非業績連動型としますが、各対象取締役に對する具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案についてご承認いただいた場合、当行の役員報酬体系は、つぎの通りとなります。常勤取締役の報酬は、「基本報酬」としての固定報酬、「中長期インセンティブ報酬」である株式報酬型ストック・オプションおよび譲渡制限付株式の3つから構成され、引き続き短期インセンティブ報酬は支給しません。

社外取締役の報酬は、「基本報酬」としての固定報酬に本制度に基づき、非業績連動型の譲渡制限付株式報酬を加えることにより、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めてまいります。

執行役員およびグループ本社スのチーフオフィサー、シニアオフィサーの報酬は、「基本報酬」としての固定報酬と「短期インセンティブ報酬」として単年度業績に報じて決定される業績連動賞与に加え、「中長期インセンティブ報酬」としての譲渡制限付株式報酬を加えた3つの要素で構成されます。

現在の取締役は6名（うち、社外取締役4名）、うち対象取締役は4名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当行の普通株式の総数は年18,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当行の普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合等、当該総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとし、）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額とします。また、これによる当行の普通株式の発行または処分に当たっては、当行と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当行の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当行または当行の子会社の取締役、監査役、執行役員（グループ本社オフィサーを含む）または従業員を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡またはその他当行の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当行は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当行または当行の子会社の取締役、監査役、執行役員（グループ本社オフィサーを含む）または従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、上記（2）に定める当行の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、本割当株式の全部または一部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当行は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

株主提案（第5号議案）22頁～24頁 株主さま（1名）からご提案された議案

◆第5号議案は、1名の株主さまからのご提案です。
議案内容及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

◆株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。
このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

この会社法の要件に照らし、今回、この株主さまからのご提案を掲載しております。
第5号議案は、取締役1名選任に関するご提案であり、取締役会としては、**反対**いたします。

次頁以降の当行取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主提案

第5号議案

取締役1名選任の件

反対

当行取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

【株主提案の内容及び理由】

提案株主から提出された株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

1. 議案の要領

独立社外取締役候補者として取締役1名の選任を提案します。独立社外取締役候補者は以下の通りです²。

〈氏名〉 James B. Rosenwald III

〈生年月日〉 1958年1月19日

〈略歴及び重要な兼職の状況〉

1981年～1988年

Oliver R. Grace & Family, シニア投資アドバイザー、ポートフォリオマネージャー

1984年 Rosenwald Capital Management, Inc. 創業、会長 兼 CEO（現任）

1996年 Beach Front Properties LLC 共同創業、Managing Partner（現任）

1998年 Dalton Investments LLC 共同創業、Managing Partner（現任）

2012年 New York University, Leonard N. Stern School of Business 非常勤教授（現任）

2020年 Rising Sun Management Limited, Chief Investment Officer（現任）

〈所有する貴行の株式数〉 0株

2. 提案の理由

弊ファンドの問題意識はシンプルなもので、貴行経営者と株主の最終的な目標は、1998年に注入された公的資金の返済であるということです。私共は株主として、貴行の公的資金返済という全てのステークホルダー（政府、経営陣、株主）にとっての最重要課題の達成に資する一連の政策を提案してまいりました。現経営陣によってこれまで一定の進捗はありましたが、更なる加速を企図してこの度ローゼンワルド氏の貴行取締役としての選任を提案いたします。同氏が選任された場合、以下の内容を取締役会において提案させていただきます。

1. 経営陣と株主との利害一致を図るための株式所有を重視した報酬制度の拡大
2. 限界的な利益率の貸出資産を削減し、バランスシートを縮小
3. 年間450億円程度の大規模自社株買い及び金庫株の消却

以上

2 上記候補者が取締役就任の際には、就任期間中、弊ファンドを含め、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー及び関連企業及びその顧客には、入手出来る情報及び貴行株式の取引に対して制限がかかります。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文とおりに掲載しております。

【取締役会の意見】

反 対 当行取締役会としては、本議案に **反対** いたします。

【取締役会意見の理由について】

当行取締役会は、慎重に審議・検討を重ねた結果、以下の理由から本議案に対しては「**反対**」いたします。

■独立社外取締役によるガバナンスの充分性の観点

当行取締役会は2人の業務執行取締役と4人の独立社外取締役から構成され、独立社外取締役が過半数を占めております。本総会においては、2人の業務執行取締役と独立社外取締役をさらに1人加えた5人の独立社外取締役の計7人の取締役の選任を付議しており、独立社外取締役比率を一層高め、業務執行に対する監督機能が十分に確保された取締役会の体制を維持することをご提案しており、ローゼンワルド氏を社外取締役として更に追加する必要性は乏しいと考えております。

■取締役ポートフォリオの多様性と専門性の観点

会社提案の選任候補者は7人中4人が会社経営の経験を持ち、金融に専門性を持つ選任候補者も5人いることから、Dalton社が提案するローゼンワルド氏がお持ちの知見の領域については、全て会社提案の選任候補者で既に高い水準でカバーできており、その観点からも追加選任の意義は認められません。

会社提案の選任候補者は7名中2名が女性候補者であり、当行取締役ポートフォリオのジェンダー多様性を推進する観点では、ローゼンワルド氏の追加選任の意義は認められません。

■適切な取締役報酬の設計の観点

当行は、経営陣と株主との利害を適切に一致させるために制度として、業務執行取締役向けに譲渡制限付き株式報酬の導入を2018年6月20日の株主総会でご承認いただき、導入しております。また、譲渡制限付株式報酬制度を執行役員にも導入しています。

新たな取り組みとして、社外取締役に対しても譲渡制限付株式報酬の導入を会社提案議案として2020年6月17日の株主総会に上程させていただいております。株主提案に記載のある「経営陣と株主との利害一致を図るための株式所有を重視した報酬制度の拡大」については、次項記載の経営健全化計画の範囲内で、当行としても既に実施することとしております。

■早期健全化法、およびこれに基づく経営健全化計画遵守の観点

当行は、公的資金注入行として早期健全化法に基づき金融庁に提出している「経営の健全化のための計画」（以下「経営健全化計画」）における計画値の一つとして、取締役の人数を7名と定めております。当行取締役会は、経営健全化計画において定めた計画値である7人という取締役の人数を遵守する必要があり、かつ上記のように会社提案の7人は取締役ポートフォリオとしてベストと考えておりますので、ローゼンワルド氏選任の必要性はありません。

公的資金返済は経営の最重要課題の一つであり、返済の道筋をつける取組みの一環としての株主還元の向上に関しては、名目的な1円配当のみの状況から大幅に改善し、「国内銀行の一般的な総還元性向の水準を念頭に置きつつ、総還元性向の維持・向上を目指す」旨、当局との協議を踏まえ、経営健全化計画に記載するに至りました。つまり、株主還元に関しては他の金融機関と遜色のない水準にあり、返済原資を着実に蓄積していくことを前提とした早期健全化法の趣旨も踏まえると、株主の利益の最大化に向け、株主還元については、既に法令上可能な範囲で最大限の努力を行っていると考えております。Dalton社の提案理由にある「年間450億円程度の大規模自社株買い及び金庫株の消却」は、早期健全化法に基づく経営健全化計画で許容された総還元性向の範囲から逸脱するものであることが予想されます。このような、早期健全化法の趣旨に反するような提案を当行取締役会としては受け入れるべきでないと考えております。

■ESGの観点

当行は金融グループとして、社会的インフラとしての機能を提供することが求められていると考えております。ESG経営のS（社会）の観点からも、お客さまに適切な資金調達機能を提供することは重要です。

今は、COVID-19（いわゆる新型コロナウイルス）感染拡大に伴い、民間金融機関においても、社会的責任の観点から、影響を受けているお客さまを守り、円滑な資金供給機能を提供することが特に強く求められております。ローゼンワルド氏が取締役会にて提案するとしている「限界的な利益率の貸出資産を削減」ということは一般論として必ずしも間違っているとは考えませんが、少なくとも現下の状況では、そうした自らの短期的な利益追求に基づく行動は、適切な企業行動であるとは考えられません。

■結論

上記の点を踏まえ、指名・報酬委員会において慎重に議論を重ねた結果、会社提案の取締役選任候補者を本総会に付議しております。従いまして、当行取締役会は、当行取締役会が提案する取締役会構成が最良と考えており、本議案に反対いたします。

以上

(提供書面)

第20期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

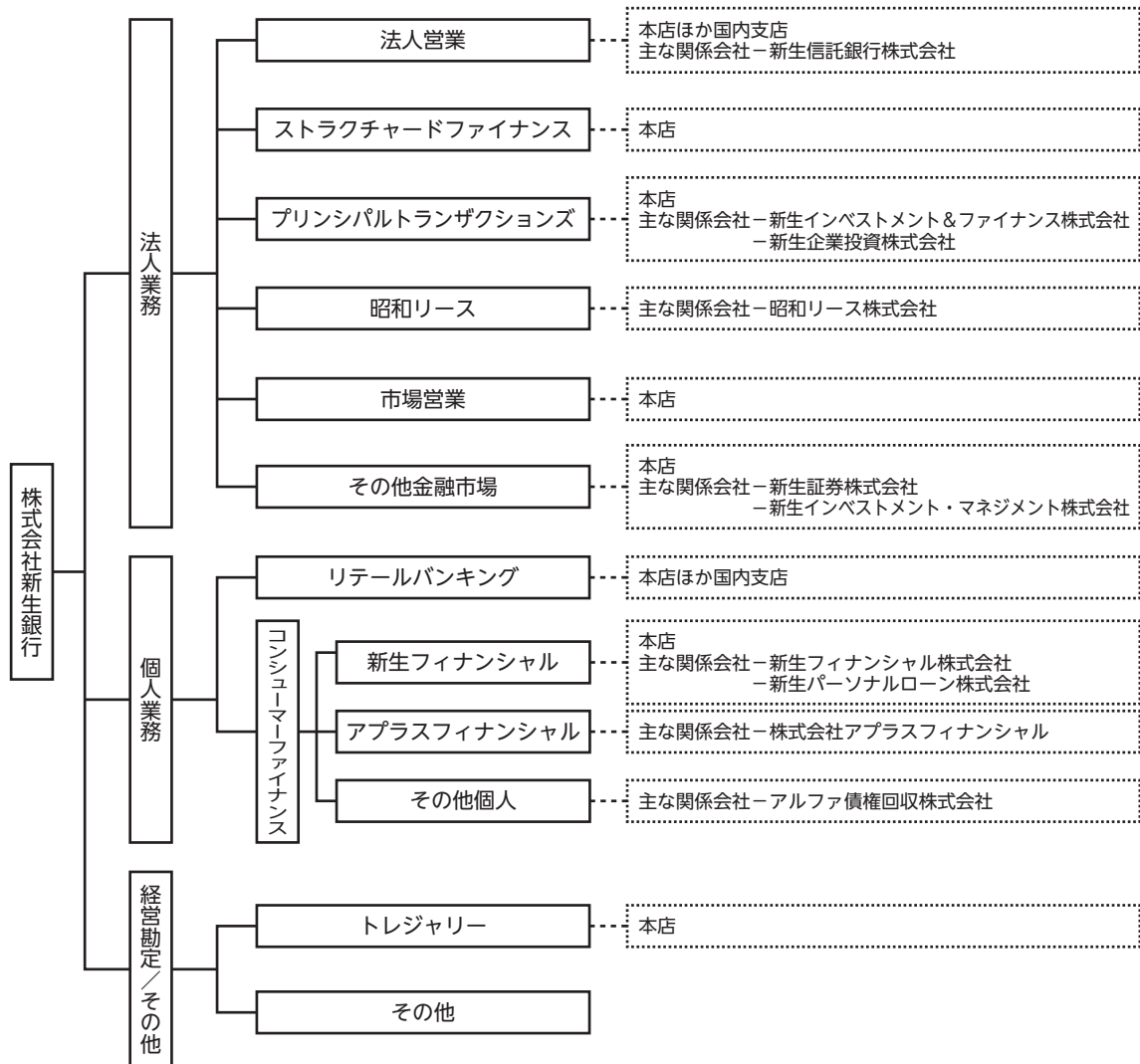
当行グループ(2020年3月31日現在、当行、子会社163社(うち株式会社アプラスフィナンシャル(以下「アプラスフィナンシャル」)、昭和リース株式会社(以下「昭和リース」)、新生フィナンシャル株式会社(以下「新生フィナンシャル」)及び新生インベストメント&ファイナンス株式会社等の連結子会社91社、非連結子会社72社)、及び関連会社43社(日盛金融控股股份有限公司等の持分法適用会社43社)により構成)は、『法人業務』及び『個人業務』を通じて、お客さまへの幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』及び『個人業務』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行及び関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザリー業務及び信託業務を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス(M&A関連ファイナンス等)に関する金融商品・サービスを、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを、「市場営業」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務及びウェルスマネジメント業務等を提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、無担保カードローンおよび信用保証業務(新生フィナンシャル、新生銀行カードローン エル(旧新生銀行カードローン レイク)、ノーローン、레이크ALSA)を提供しております。「アプラスフィナンシャル」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、『個人業務』の「その他個人」には、その他子会社の損益が含まれております。

『経営勘定/その他』の「トレジャリー」セグメントは、ALM業務、資本性を含む資金調達業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



【金融経済環境】

当事業年度において、2019年4月から年末にかけては、米中貿易摩擦による海外経済の減速、10月の消費増税による国内経済の落ち込みによって、景気が悪化しつつありました。2020年1月以降は、新型コロナウイルス感染症の対策として、各国で外出の自粛・禁止や、対面での営業店舗の休業といった措置が取られ、経済の下押し圧力が高まりました。

各国では、大規模な経済政策が実施され、日本でも2020年3月の日本銀行の金融政策決定会合において、金融資産の買い入れ額を大幅に増加することを決定し、政府は4月に2008年のリーマン・ショック時を上回る追加の経済対策を決定しました。

金融市場は、国内金利については、長期金利（10年国債利回り）が年度前半は米中貿易摩擦の悪化懸念から一時マイナス0.29%まで低下しましたが、2019年9月以降は両国の緊張緩和の動きから金利は上昇に転じ、年末には0%程度となりました。2020年1月以降は、新型コロナウイルスの拡大に伴って金融市場は大きく変動し、長期金利は一時マイナス0.15%まで低下したものの、2020年3月末には0.03%程度（2019年3月末はマイナス0.08%程度）となりました。

外国為替市場における円相場については、年度前半は米中貿易摩擦の悪化を受けて一時対米ドルで105円程度、対ユーロで116円程度まで円高が進みましたが、2019年9月以降は両国の緊張緩和を受けて円安の動きとなり、年末には対米ドルで109円程度、対ユーロで122円程度となりました。2020年1月以降、新型コロナウイルスの影響により一時102円台まで急激な円高・米ドル安が進行しましたが、各種の政策の効果もあり、2020年3月末には米ドル円相場は108円程度（2019年3月末比約2円の円高・米ドル安）となりました。一方、ユーロ・円は、対米ドル相場よりも緩やかに変動し、2020年3月末には119円程度（同比約5円の円高・ユーロ安）となりました。

最後に日経平均株価については、年度前半は米中貿易摩擦の影響を見極める動きから概ね2万1,000円程度で推移しましたが、2019年9月以降は両国で緊張緩和の動きとなり、2020年1月には2万4,000円台まで上昇しました。その後は新型コロナウイルスの影響拡大を受けて急激かつ大幅に下落し、2020年3月末には1万8,917円程度（同比約2,288円の下落）となりました。

今後は、各国での新型コロナウイルスの感染確認者数の増加ペースが鈍化するか、感染症対策を受けた経済の落ち込みがどの程度となるか等によって、経済・金融市場が大きく変動するリスクがあるとみられます。

【企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果】

新生銀行グループは、2020年3月期から2022年3月期までを対象期間として、「中期経営戦略」を策定しております。中期経営戦略の初年度における各ビジネス分野の取り組み状況は以下のとおりです。

法人のお客さまに関する業務

■法人業務

主な業務内容

・法人営業

事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザリー業務、ヘルスケアファイナンス業務、信託業務（新生信託銀行）

・ストラクチャードファイナンス

不動産関連ノンリコース及びコーポレートファイナンス業務、プロジェクトファイナンス業務、M&A関連ファイナンスなどスペシャルティファイナンス業務

・市場営業

外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務

・プリンシパルトランザクションズ

クレジットトレーディング業務、プライベートエクイティ業務、事業承継、転廃業支援業務

・昭和リース

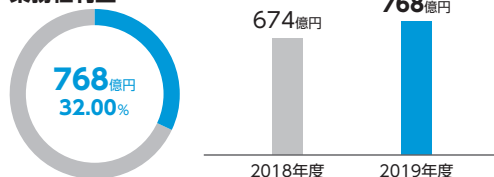
リースを中心とする金融商品・サービス

・その他金融市場

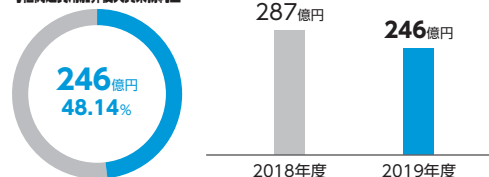
証券業務（新生証券）、アセットマネジメント業務、ウェルスマネジメント業務

構成比（注）

業務粗利益



与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人業務、個人業務以外に経営勘定／その他があるため100%にはなっていません。

《個別戦略》

法人ビジネスは、個別戦略として「事業パートナー型ビジネスの展開」と「オルタナティブ投資に関するワンストップサービスの提供」を掲げ、中期経営戦略の基本戦略である「価値共創による成長追求」を、主に以下の分野において実現してまいります。

1. 機関投資家向けビジネス

オルタナティブ投資に関する様々なニーズへの対応

- ・国内外の再生可能エネルギー、不動産を含む幅広い資産、および国内の未上場株に関する各種サービスの提供
- ・機関投資家とのネットワーク拡大、資金運用機会の提供

不動産ファイナンス、プロジェクトファイナンス等のストラクチャードファイナンス分野は、当行が比較優位性を有する分野であり、専門性を活かした取り組みと新たな成長機会を追求しております。当年度においても、プロジェクトファイナンスについては、引き続き太陽光発電を始めとする再生可能エネルギー案件の組成に注力しながら、新たに国内における洋上風力発電案件にも取り組んでおります。また、不動産ファイナンスについては、個別案件のリスクのみならず不動産市況全体のリスクとリターンを慎重に考慮しながら案件組成を進めております。

シニアローンを中心とした既往のビジネスにおける取り組みにおいては、市況に留意しながら、これまでに培ってきた知見、分析力、ストラクチャリング力を活用し、リスク・リターンを慎重に考慮しつつ迅速かつ柔軟な案件組成を行っております。また、銀行や保険会社等に対するシンジケーションにも積極的に取り組んでおります。

更に、新たな成長に向けて、機関投資家に対し、ストラクチャードファイナンス領域と親和性が高い不動産・インフラ関連の投資商品を組成・供給する仕組みの構築に取り組んでおります。投資家チャネルの拡大、新生銀行グループ各社の機能の活用も含めた販売手法の多様化を通じ、グループ全体の資産効率を高め収益機会を拡大させてまいります。

2. 事業法人向けビジネス

事業パートナー型ビジネスの展開

- ・金融と非金融を融合したソリューションの展開
- ・デリバティブ、債権買取など、金融サービスの提案力の強化
- ・建機、工作機械など強みのある分野でのアセットビジネス強化

事業法人向けビジネスでは、伝統的な貸出業務を中心とした既往のビジネスに加え、更なる成長機会として、外部企業の持つ機能との連携を図った取り組みも推進しており、お客さまの経営課題の解決や新事業の創出を支援し、金融領域に留まらないソリューションを提供する事業パートナー型ビジネスを追求しております。

当年度は、株式会社USEN-NEXT HOLDINGSと共同で金融事業会社を設立しております。USEN-NEXT GROUPの顧客の小規模事業者に対し、新生銀行グループが有する金融機能を提供してまいります。

伝統的な貸出業務については取引採算性を意識した運営に努め、顧客基盤の質的拡大を継続的に推進する一方、お客さまのニーズに機動的に対応できるよう、デリバティブ、M&A、金融法人および事業法人のお客さまの固定化債権・非中核資産の買取り等によるバランスシートソリューションの提供、不動産投資等に係わるファイナンス、業況不振に陥っているお客さまへの融資や債務整理に伴う債権投資、成長段階に対応したプライベートエクイティ投資など、各金融サービスの充実化と、それらを組み合わせたソリューションの提案力を強化しております。さらに、子会社の昭和リースが強みを持つアセットビジネスを引き続き強化するとともに、当行におけるビジネスとのシナジーも追求しております。

3. 金融法人向けビジネス

地域金融機関とのパートナーシップ

- ・地域のお客さまに対する新生銀行グループのサービスの提供
- ・地域金融機関の経営課題に対して新生銀行グループの機能を活用したサポート

金融法人向けビジネスにおいては、仕組商品等の運用商品の販売、シンジケートローンの組成やローン債権販売を通じた運用機会の提供等に加えて、地域金融機関の経営課題に対して新生銀行グループ内外の機能・サービスを提供することで、強固なパートナーシップの構築を推進しております。

また、地域金融機関と連携し、当該地域金融機関のお客さまに対しても新生銀行グループ内外のさまざまな機能・サービスを提供することにより、地域経済の活性化に貢献してまいります。

4. 法人向けビジネスの差別化に向けた取り組み

- ・近時、注目されているサステナビリティ・ESG／SDGsおよび社会的インパクトを重視するとともに、これを注力分野である「機関投資家向けビジネス」を含む法人向けビジネス全体と融合させることにより、社会に対してポジティブなインパクトをもたらすような差別化された取り組みを積極的に推進してまいります。当年度は、これらを推進していくための新たな部署を設立いたしました。持続可能な社会資本の資金循環を促進する金融ソリューションの提供を通じて、社会・環境課題の解決に向けた役割を果たしてまいります。

個人のお客さまに関する業務

■個人業務

主な業務内容

・リテールバンキング

円預金・外貨預金、仕組預金、投資信託、住宅ローン、提携先を通じた仲介業務、提携先を通じた保険商品など、個人向けの金融取引・サービス

・新生フィナンシャル

無担保カードローン及び信用保証業務（レイクALSA、ノローン、新生銀行スマートカードローン プラス、カードローン エル）

・アプラスフィナンシャル

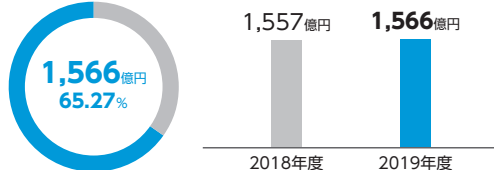
個別信用購入あっせん、クレジットカード、信用保証、融資及び集金代行サービス

・その他

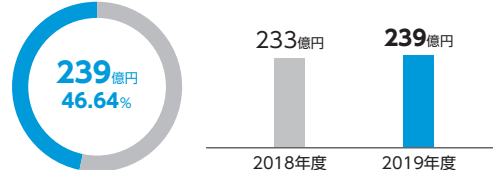
コンシューマーファイナンス本部機能及びその他の子会社

構成比 (注)

業務粗利益



与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人業務、個人業務以外に経営勘定／その他があるため100%にはなっていません。

《個別戦略》

個人ビジネスは、個別戦略として「データ活用による本質的な顧客ニーズの把握」と「パーソナライズ化されたソリューションの提供」を掲げ、中期経営戦略の基本戦略である「価値共創による成長追求」を、主に次の分野において実現してまいります。

1. 小口ファイナンス

エコシステムの構築・参画、データ活用によるサービス高度化

- ・顧客基盤、データなどの強みを有する企業との協業
- ・決済および与信データ、AI、デジタル技術の活用による与信・回収力の強化

小口ファイナンスは、これまで特に強化してきた無担保ローンビジネスだけでなく、ショッピングクレジットやクレジットカード、決済などのビジネスを含め、マーケティングや与信判断、回収におけるデータ分析・活用や堅牢なオペレーションといった点で新生銀行グループが競合優位性を有する分野であると認識しております。これまでに培った各ビジネスにおけるノウハウを活用し、個人のお客さまだけでなく個人事業主や中小零細企業、外国人など幅広いお客さまを対象に多様なファイナンス商品の提供に向けて取り組んでおります。また、新生銀行グループが持つ金融の機能やプラットフォームを顧客基盤やデータなどの強みをもつ企業に提供し新たな価値やサービスを創出することで、顧客理解の深化と他者サービスとの融合を進め、引き続き、エコシステム（経済的生態系）の構築や参画、サービスの高度化を目指してまいります。当年度は、株式会社NTTドコモと協業した個人向けの融資サービスを開始したほか、上述の株式会社USEN-NEXT HOLDINGSと共同での金融事業会社設立、株式会社セブン銀行との外国人向け金融事業会社設立などの取り組みを行っております。また、ネオバンク・プラットフォーム「BANKIT®」*のシステム提供を開始しており、今後さまざまなパートナー企業との連携に向けて注力してまいります。

*株式会社アプラスが事業主体となり、新生銀行グループが有する決済、為替および与信機能などの金融サービスを、カフェテリア形式でパートナー企業に提供していくサービスです。

2. 資産運用

顧客体験価値の向上、他者とのアライアンス等による販路拡大

- ・顧客ひとりひとりにパーソナライズ化されたコミュニケーションや商品提供を、デジタル技術と顧客データの活用により実現
- ・証券・保険機能を持つ外部企業とのアライアンス等により、投資・保険商品ニーズが顕在化している顧客への販路拡大

デジタル技術や顧客データを活用し、パーソナライズ化されたソリューションの提供によって、一人ひとりのニーズに応じたお客さまに寄り添うコンサルティングの実現と顧客体験価値の向上を目指して取り組んでおります。また、外部企業とのアライアンスによって、様々なニーズを持つ新たな顧客層に対してアプローチを拡大しております。

なお、当行はお客さまの「最善の利益」を最優先とした業務運営を行う指針として、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」およびこの方針を確実に実現するための「アクションプラン」を策定、公表しております。「お客さま本位の業務運営姿勢を貫き、お客さまの大切な資産形成のお役に立つ」ことの重要性を改めて認識し、お客さま本位の業務運営を徹底することで、社会・経済の持続的な成長・発展に貢献してまいります。

3. 住関連ローン

事業者等との連携、新商品投入による顧客層の拡大

- ・不動産事業者、他の金融機関との連携
- ・老後資金やリフォーム費用のニーズの取り込み

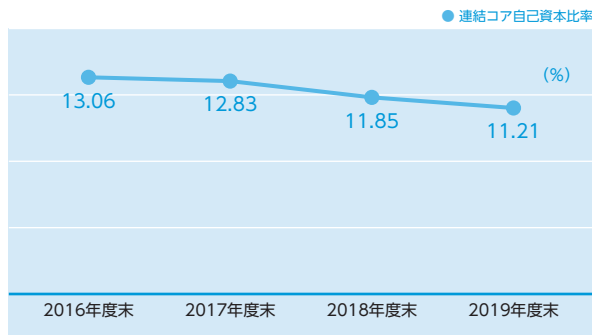
住関連ローンは、借換え需要が一段落し新規借入れの住宅ローンのビジネス環境が厳しくなる中で、新商品の開発や販売チャネルの拡大に取り組んでおります。当事業年度では、旭化成ホームズ株式会社との提携や株式会社ゆうちょ銀行への媒介業務の委託を開始しました。また、人生100年時代を迎え、住まいへの価値観やライフスタイルの多様化を背景とした消費行動の変化に伴い、既存商品では満たされていないお客さまのニーズに応える商品の提供といった取り組みを通じて、顧客層の拡大を目指しております。

（財務基盤）

当事業年度末には、バーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は11.21%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行では、公的資金返済の道筋をつけるための取り組みの一環として、現在の当行の資本の状況や収益力、一株当たりの価値などに鑑み、2016年度から自己株式の取得を実施しており2019年度には総額235億円の取得価額を上限とした2019年5月15日開催の取締役会決議に基づき、2020年2月28日までに14,579,300株の自己株式を取得いたしました。当行では、十分な資本の維持を前提としつつ、適切な資本政策の実施を通じて、一株当たりの価値の向上を目指してまいります。

連結コア自己資本比率（バーゼルⅢ、国内基準）



(業績)

以上のような事業経過のもと、当事業年度の連結決算における経常収益は3,995億円（前事業年度比272億円増加）、経常費用は3,484億円（同比316億円増加）となり、この結果、経常利益は510億円（同比43億円減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は455億円（同比67億円減少）となりました。また、当行グループの当事業年度における経営管理上のセグメント利益の合計は512億円（同比44億円減少）となりました。

セグメント別では、法人業務は、顧客基盤の拡充や収益力の強化に向けた取り組みが成果を上げつつあり、ストラクチャードファイナンス業務において利息収入が増加したことや、保有株式の売却益を計上したこと、さらにデリバティブ関連収益や証券仲介業務が堅調に推移した等により、業務粗利益は増加しました。一方、与信関連費用は、前事業年度に計上した貸倒引当金戻入益がなくなったことや新型コロナウイルスの感染拡大に伴う貸出先の業況悪化に備えて貸倒引当金を積み増した事等により増加しました。結果、セグメント利益は前事業年度に比べて減少しました。

個人業務について、まずリテールバンキングは、住宅ローンの利息収入が減少したものの、「新生ステップアッププログラム」改定に伴う一部のお客さまに対するATM手数料有料化等により業務粗利益が増加したことから、セグメント利益は前事業年度に比べて増加しました。

次にコンシューマーファイナンスは、アプラスフィナンシャルのショッピングクレジット等の取り扱いが増加したものの、アプラスフィナンシャルの住宅関連ローンの利息収入が減少したことや、新生フィナンシャルの地銀保証の残高が減少したこと等により業務粗利益は減少しました。一方、アプラスフィナンシャルにおいて前事業年度に計上した延滞債権の一括売却に伴う処理コストがなくなったことを主因に与信関連費用が改善したものの、セグメント利益は前事業年度に比べて減少しました。

なお、利息返還損失引当金については、将来の過払リスクを再計算し、当事業年度に全体で26億円の取崩益を計上いたしました。

「経営勘定／その他」のセグメント利益は、ALM業務を所管するトレジャリーにおいて国債等の債券売却益が増加したものの、前事業年度に比べて減少しました。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	2019年度(当期)					
	法人営業					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクシヨンス	昭和リース	市場営業	その他金融市場業務
業務粗利益	18,956	19,703	10,010	14,499	9,598	4,038
資金利益 (△は損失)	10,825	12,022	4,360	△132	2,365	595
非資金利益 (△は損失)	8,130	7,680	5,650	14,631	7,233	3,443
経費	12,576	8,347	4,109	10,794	3,367	3,130
与信関連費用 (△は益)	2,339	6,427	161	980	△30	△68
セグメント利益 (△は損失)	4,040	4,927	5,740	2,723	6,261	977

	個人業務				経営勘定/その他		合計
	リテール バンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャリー	その他	
		新生ファイナシャル	アプラス ファイナシャル	その他			
業務粗利益	28,399	68,371	58,282	1,592	5,991	551	239,996
資金利益 (△は損失)	23,474	69,329	9,713	906	50	0	133,510
非資金利益 (△は損失)	4,925	△958	48,569	685	5,940	551	106,485
経費	28,036	34,380	38,948	2,007	1,631	2,241	149,573
与信関連費用 (△は益)	13	14,441	15,105	△191	-	3	39,183
セグメント利益 (△は損失)	348	19,548	4,228	△223	4,360	△1,693	51,239

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団が対処すべき課題】

当行では、今後の新生銀行グループの目指すべき方向として、経営理念に基づき、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」を定めております。中長期ビジョンでは、持続可能なビジネスモデルの確立のためには、グループの経営資源の最大活用が不可欠との認識のもと、「グループ融合」により、各社が持つ顧客基盤、金融機能、サービスを真にお客さまの視点で結びつけ、従来の発想を超えた商品やサービスを開発・提供するとともに、グループレベルでの絶えざる改善・改革の実施による無駄のないオペレーションを通じ、高い生産性・効率性を実現し、金融業界において独自のポジショニングを構築することを目指してまいります。

中長期ビジョン

1. グループ融合により革新的金融サービスを提供する金融イノベーターであること
2. 絶えざる改善・改革によりリーンなオペレーションを実現し、卓越した生産性・効率性を達成する金融グループであること
3. 上記の実現により、ステークホルダーに報いるとともに、生まれてくる自信・充実感・矜持を新生銀行グループの求心力とし、コアバリューとしていくこと

1. 当行グループ経営の全体戦略

新生銀行グループは、2019年度から2021年度を対象期間とする「中期経営戦略」を策定いたしました。中期経営戦略は、中長期ビジョンや中長期的な環境変化を起点にして、定量数値よりも定性的戦略の方向性を重視した成長ストーリーとしております。また、策定にあたっては、第三次中期経営計画までの成果に基づいて、基本戦略と注力分野を再定義しております。

(1) 基本戦略と注力分野

(価値共創による成長追求)

中期経営戦略における基本戦略のひとつは「価値共創による成長追求」であり、「価値共創型ビジネス」を通じて成長機会を獲得してまいります。価値共創型ビジネスとは、新生銀行グループの強みを切り出し、自社の強みと他者のサービスを融合することで、顧客にとってより身近で、より使いやすいビジネスを生み出していくことです。この基本戦略は、次の3つの要素で構成されます。

① 他者サービスとの融合

デジタル技術やデータを活用しながら、エコシステム（経済的生態系）の構築・参画を通じて、サービスの高度化やマーケットの開拓を図り、新たなお客さまとの接点を作り、拡げていく。

② Finance as a Service

新生銀行グループが有するオペレーションやファイナンスに関する機能を、お客さまにとって必要な時に必要な形で提供する。

③ 顧客理解の深化

外部パートナーとのデータ融合を通じて、対象とする市場やターゲットを定め、深い顧客理解に基づいて、高い付加価値を提供する。

(ケイパビリティの強化・活用)

基本戦略のもうひとつは「ケイパビリティの強化・活用」であり、企業の成長の源泉となる組織的能力の強化と活用により、価値創出、競争力、差別化の源泉となる強みを醸成していくこととしております。この基本戦略は、次の4つの要素を重要視します。

①人材の専門性、多様性

デジタル技術、オルタナティブ投資などに関連した専門人材を獲得、育成する。女性やシニア人材の活躍を推進し、柔軟な雇用・勤務形態など、人材の多様性を推進する。

②お客さま目線での組織体制

法人、個人ごとにグループワイドで事業戦略・企画を一体化することで、顧客のニーズにワンストップで対応する。グループ本社のコーポレート機能の高度化、効率化をさらに進める。

③生産性が高いオペレーション体制

デジタル技術の活用、働き方改革、チャネルの効率化などによる生産性改革を通して実現する。情報システム、コンプライアンス等の経営の安定性・安全性への取り組みも継続する。

④最適な資本活用

自己資本を適切な水準に管理しつつ、ノンオーガニック戦略による慎重かつ積極的な資本活用を検討し、リスクテイクに対するリターンを最大化する。

(四つの注力分野)

個人・法人の各ビジネスから一つずつと、経営基盤に関連する分野から二つを抽出し、四つの注力分野としております。

①小口ファイナンス（個人ビジネス）

個人および小規模事業者を対象とした、少額かつ高頻度の与信（融資）・決済を行うビジネス。従来、マーケティング、与信判断、回収におけるデータ分析・活用や堅牢なオペレーションに関して強みを有しているが、今後「価値共創」に基づき、他社サービスとの融合やパートナーへの機能の提供に加え、デジタル技術の活用によるサービスの高度化に取り組む。

②機関投資家向けビジネス（法人ビジネス）

機関投資家とのネットワークや信託等のストラクチャリング力、幅広いアセットに関する知見等を活かし、再生可能エネルギー、インフラ、不動産等のリアルアセットへのオルタナティブ投資に関する多様なサービスを、幅広い機関投資家に対してワンストップで提供することを目指す。

③組織戦略

ビジネス面での一層のグループ融合を進めるべく、グループワイドで法人と個人の顧客ごとに事業戦略・企画機能を一体化。顧客ニーズ・課題に対してグループ一体で最適なソリューションを提供。

④生産性改革

店舗チャネル・オフィススペースの効率化、経費構造改革の実行、デジタル技術や働き方改革による効率化によって、さらなる聖域なき経費構造改革を推進する。

(2) 持続的成長に向けた取組み

「持続的成長の実現」が当行グループの重点課題であり、社会・環境課題の解決に向けた役割として、次の3つがあると考えております。

まず、従来の金融サービスでは満たされていない顧客層に対し、それぞれのニーズに合わせた金融サービスの提供を通して、金融サービスへのアクセスルートを築いてまいります。次に、持続可能な社会資本への資金循環を促進する金融ソリューションを提供することで社会の適切な資金の流れを創出いたします。最後に、異業種企業とのパートナーシップによるエコシステムの構築・参画や、デジタル化やテクノロジーを活用することで、より広い社会課題を解決してまいります。

新生銀行グループは、役割と同時に「社会的責任の遂行」を重視いたします。銀行ビジネスの基礎として、預金、融資、決済など社会的インフラサービスを提供し続け、システムリスクの対策や新しい技術による決済手段へのアクセスの確保にも注力いたします。また、インフラ産業としてコンプライアンス、法規制を遵守し、顧客本位の業務運営によるサービス提供を徹底し、マネーロンダリング及びテロ資金供与の防止にも努めます。同時に、顧客の資産や情報を保護するとともに、サイバーセキュリティの確保に努めます。役割と責任を果たし続けるための基盤として、人的資源や組織体制、オペレーション等のケイパビリティをさらに強化してまいります。

2. 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスの流行収束後の世界にあっても、新生銀行グループが中期経営戦略で示した戦略の方向性は変わらず、むしろさまざまな取り組みをより加速していく必要があると考えます。具体的には次の考え方に基づいて、引き続き中長期的な視点から持続的な収益力の強化を進めてまいります。

まず、リスクに対するディフェンスとして、ステークホルダーすべての命を守ることを優先しつつ、同時に社会的インフラである金融機関としての責任を担い、顧客と社会に貢献します。足元では社会的責任を果たすための重要業務に絞った出勤・稼働体制を整備しており、またすでに在宅勤務体制の構築を終えております。事業面においては、提携先との協働も活用しながら、ご融資やクラウドファクタリングなどのご提供により、お客さまの事業や生活再建をサポートしてまいります。

その上で、機会をとらえたオフェンスとして、組織横断的なタスクフォースにより、以下の考えに基づく取り組みを推進してまいります。

(1) New Normal (新しい常態) への対応

今般の危機をきっかけに世界がさまざまな形で変容することで、新しい価値観やニーズを踏まえたビジネスが誕生し、また中長期的に失われるビジネスも出てくると想定されます。そうしたなか、新しく生まれるであろう Underserved Customer (満たされない顧客) に対する金融サービスの提供がますます重要になると考えます。

(2) New Normal (新しい常態) を持続的な形に

お客さまとのリモートやバーチャルベースでのビジネスの進め方が重要となります。デジタル化による業務オペレーション、プロセスの安定化、セキュリティの向上を目指すとともに、変化した業務内容・働き方の定着化、物理ファシリティの一層の見直しを推進してまいります。

3. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「バーゼルⅢ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を経営資源の最適な配分に活用する等、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。バーゼルⅢに対しては、規制上は国内基準行ではありませんが、国際統一基準も意識した運営を行っております。

また、当行ではリスク選好と財務計画の整合性を基礎とする経営管理フレームワークの考え方を整備しております。2020年度からは「リスク選好方針」を定めることによりグループのリスク選好の明確化に努めてまいります。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、①経営の最高意思決定機関である取締役会が中期経営計画や年次計画等経営の基本方針をはじめとする会社の重要な業務執行を決定することで、当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備などを実施し、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会が取締役会に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しております。

取締役会においては、一貫して社外取締役の監督機能を重視しており、2019年度においても日常の業務執行を担う社内取締役2名に対して、国内および海外での金融業、消費者を対象としたビジネス、情報システムおよびリスク管理分野等について豊富な経験および高い専門知識を有した社外取締役5名（8月27日以降は4名）を配置し、社外取締役が過半数を占める取締役会の構成をとっております。さらに、社外監査役2名を含め、合計7名（8月27日以降は6名）を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。かかる構成のもと、メンバーは、自由に発言し、活発な議論を行うことを通じて会社の方針を決定することにより、「コーポレートガバナンス・コード」が求めるグループの持続的な企業価値の向上や株主の皆さまやお客さまをはじめとする様々なステークホルダーの利益の確保に努めております。2019年3月には、取締役候補の指名および取締役の報酬の決定に係る取締役会機能の客観性と透明性のさらなる向上を目的として、任意の「指名・報酬委員会」を設置しました。また、取締役会の実効性について毎年評価・分析を行い、洗い出された課題に対する改善案を検討・実施することで、継続的な機能の向上を図っています。なお、当事業年度より、コーポレートガバナンス・コードに関して、コーポレート・ガバナンス報告書における任意開示事項についても、その取組方針の全文開示を実施しています。当行の「コーポレートガバナンス・コードに関する取組方針」については、以下のリンク先をご参照ください。

https://www.shinseibank.com/corporate/policy/governance/pdf/governance_code_j.pdf

また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入するとともに、グループ本社においてはチーフオフィサー、シニアオフィサーを置き、代表取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役および執行役員（総括担当役員レベル）等からなる経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。また、グループ会社に対する内部統制については、グループの経営全般に関する重要事項を決定する場として、主要なグループ会社の業務執行取締役なども参加するグループ経営会議およびグループ重要委員会を設置するとともに、グループ本社で遂行する各間接機能の統括責任者としてチーフオフィサーを任命し、権限集約を図り、グループ全体で最適かつ効率的な意思決定を行う体制を整えております。なお、東京証券取引所に上場しているグループ会社のアプラスフィナンシャルについては、引き続き上場会社としての経営の独立性を確保するとともに、適切な内部統制システムの整備に努めております。

新生銀行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。また、金融商品取引法等の規定に沿い、お客さま保護や適切な業務運営を念頭にコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。

中期経営戦略の実行を支える経営インフラの整備のうち、システムの安定稼働に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題のひとつとして継続して取り組んでおります。

4. 経営健全化計画の達成

当行は、2020年3月に「経営の健全化のための計画」（以下「経営健全化計画」）を金融庁に提出いたしました。当行は、経営理念に基づき、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」に沿って、2019年度から2021年度を対象期間とする中期経営戦略の取り組みを新たに開始しております。

当事業年度においては、単体実質業務純益は418億円、単体当期純利益は331億円となり、ともに経営健全化計画の目標値を上回る結果となりました。

当行といたしましては、引き続き公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、経営健全化計画の達成に向けて、全社員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（注記）4. については、子会社等を含まない記述となっております。

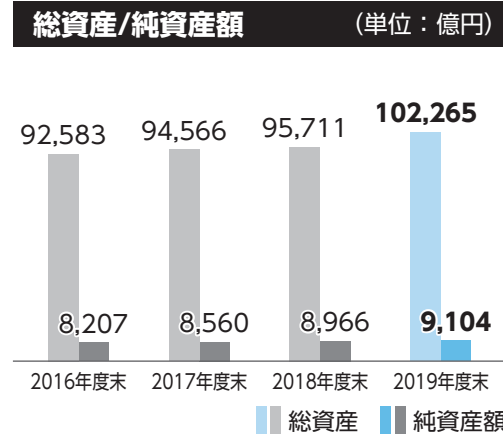
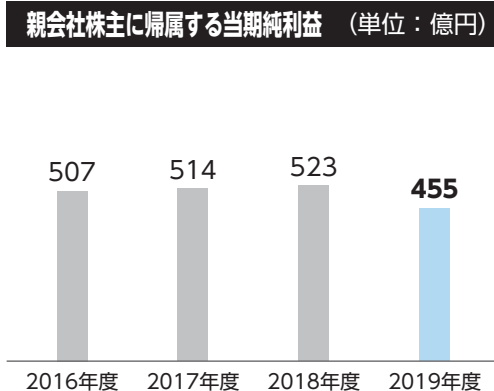
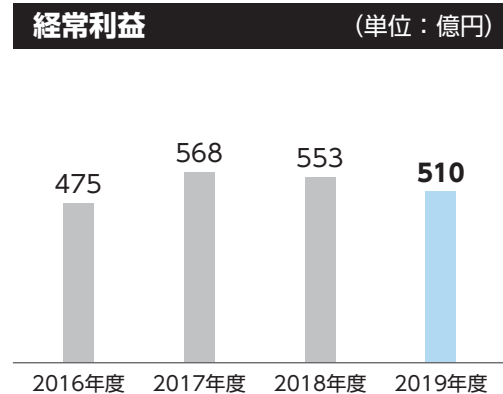
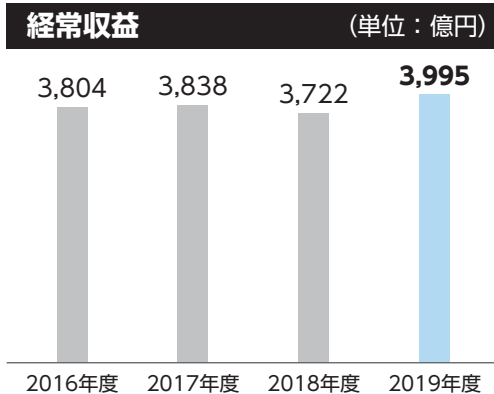
(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度 (第17期)	2017年度 (第18期)	2018年度 (第19期)	2019年度 (当期)
経常収益	3,804	3,838	3,722	3,995
経常利益	475	568	553	510
親会社株主に帰属する当期純利益	507	514	523	455
包括利益	506	474	494	363
純資産額	8,207	8,560	8,966	9,104
総資産	92,583	94,566	95,711	102,265

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。



ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度 (第17期)	2017年度 (第18期)	2018年度 (第19期)	2019年度 (当期)
預 金	59,926	62,281	62,068	64,510
定期性預金	27,567	26,910	22,719	26,521
その他	32,358	35,371	39,348	37,988
長期信用銀行債等	65	4	－	－
社債 (長期信用銀行債等を除く)	576	450	423	1,165
貸 出 金	45,364	46,379	49,326	50,408
個人向け	15,929	15,601	14,575	13,934
中小企業向け	13,893	14,655	18,057	19,682
その他	15,541	16,122	16,692	16,791
特定取引資産 (トレーディング資産)	2,276	1,998	2,002	2,065
特定取引負債 (トレーディング負債)	2,100	1,813	1,797	1,829
有 価 証 券	13,693	14,523	14,459	12,658
国 債	4,935	5,025	4,995	3,585
その他	8,757	9,498	9,463	9,072
総 資 産	80,517	82,074	83,285	86,866
純 資 産 額	8,079	8,305	8,486	8,536
内 国 為 替 取 扱 高	236,208	238,298	243,521	269,899
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 10,322	百万ドル 12,260	百万ドル 10,866	百万ドル 10,361
経 常 利 益	百万円 32,858	百万円 36,586	百万円 38,630	百万円 33,938
当 期 純 利 益	百万円 43,425	百万円 40,510	百万円 35,443	百万円 33,180
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 166 53	円 銭 156 80	円 銭 143 10	円 銭 138 75

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。

3. 「長期信用銀行債等」とは、預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等であります。

4. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。2016年度(第17期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出してしております。

(3) 企業集団の従業員の状況

	当 年 度 末												合 計
	法 人 業 務						個 人 業 務			経 営 勘 定		合 計	
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクショナルズ	昭 和 一 和	市場営業	その 他 金融市場	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス		トレジャー	その 他		
従業員数	人 396	人 155	人 148	人 553	人 46	人 85	人 880	人 966	人 1,241	人 106	人 20	人 753	人 5,349

	前 年 度 末												合 計
	法 人 業 務				金融市場業務		個 人 業 務			経 営 勘 定		合 計	
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクショナルズ	昭 和 一 和	市場営業	その 他 金融市場	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス		トレジャー	その 他		
従業員数	人 397	人 145	人 150	人 468	人 54	人 101	人 808	人 908	人 1,261	人 96	人 31	人 760	人 5,179

(注) 従業員数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 当行

① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道・東北地区	2	(-)	2	(-)
関東地区 (うち東京都内)	16	(-)	16	(-)
中部地区	2	(1)	2	(1)
近畿地区	7	(2)	7	(2)
中国・四国・九州地区	2	(-)	2	(-)
国内計	29	(3)	29	(3)
海外	-	(-)	-	(-)
合計	29	(3)	29	(3)

(注) 当年度末において、新生銀行カードローン エル事業無人店舗707店を有しております。
また上記には、当行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業務を営む営業所又は事務所は含めておりません。

- ② 当行の当年度新設営業所
該当事項はありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-2	銀行業

- ④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ. 子会社

① 法人業務

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生信託銀行株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	本店	東京都千代田区外神田3-12-8
新生企業投資株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
昭和リース株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生証券株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生インベストメント・マネジメント株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3

② 個人業務

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生フィナンシャル株式会社	本店	東京都千代田区外神田3-12-8
新生パーソナルローン株式会社	本店	東京都千代田区外神田3-12-8
株式会社アプラスフィナンシャル	東京本部	東京都千代田区外神田3-12-8
アルファ債権回収株式会社	本店	東京都千代田区外神田3-12-8

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金	額
当行(注)2		6,948
子会社	法人業務	1,535
	個人業務	4,403
	経営勘定/その他	13
合計		12,901

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

ロ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社アプラスフィナンシャル	大阪府大阪市	信販業務	1956年 10月6日	15,000	94.97 (93.34)	—
昭和リース株式会社	東京都中央区	リース業務	1969年 4月2日	29,360	100.00	—
新生パーソナルローン株式会社	東京都千代田区	金融業務	1954年 12月1日	100	100.00 (100.00)	—
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	金融業務	1991年 6月3日	100	100.00	—
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務	1996年 11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都中央区	証券業務	1997年 8月11日	8,750	100.00	—
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	東京都千代田区	金融商品取引業務	2006年 4月11日	100	100.00	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。

3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社および子法人等は91社、持分法適用会社は43社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、現金自動引出しのサービスを行っております。
都市銀行
株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行
三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社
その他
株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行
2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金入出金のサービスを行っております。また、当行住宅ローンの取り扱いに係る銀行代理業務委託契約を締結しております。
3. 当行は、株式会社セブン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イーネットとの提携により、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の店舗内に設置された提携ATMによる現金入出金サービスを提供しております。
4. 当行は、株式会社ビューカードと提携し、同社がJR東日本の駅等に設置するATM「VIEW ALTTE」（ビューアルッテ）において、現金自動引出しサービスを提供しております。また、株式会社ステーションネットワーク関西及び株式会社池田泉州銀行ともATM提携し、阪急電鉄などの主要駅などに設置するステーションATM・Patsat（パツとサツと）において現金入出金サービスを提供しております。
5. 当行は、株式会社Tポイント・ジャパン、株式会社NTTドコモ及び株式会社セブン・カードサービスと提携し、各社の共通ポイントサービス「Tポイント」、「dポイント」及び「nanacoポイント」を利用する各会員を対象とした金融商品・サービスのご案内を行っております。
6. 当行は、連結子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「ラグジュアリーカード」、「新生アプラスゴールドカード」等の申込み媒介を行っております。
7. 当行は、株式会社お金のデザインと提携し、同社が開発したロボアドバイザーを活用した、ETF（上場投資信託）特化型投資一任運用サービス「THEO+〔テオプラス〕新生銀行」の取り扱いを行っております。
8. 当行は、「新生銀行カードローン エル」及び「新生銀行スマートカードローン プラス」について、保証会社として当行連結子会社である新生フィナンシャルと保証委託契約を締結しております。
9. 当行は、株式会社NTTドコモと業務提携し、株式会社NTTドコモを保証会社、当行連結子会社である新生フィナンシャル株式会社を再保証会社とする「新生銀行 スマートマネーレンディング」の取り扱いを行っております。
10. 当行は、ベトナムの大手民間商業銀行Military Commercial Joint Stock Bankと、ビジネスマッチング業務や融資業務などについて業務提携契約を締結しております。
11. 当行は、当行の持分法適用会社である台湾の金融持ち株会社、日盛金融控股股份有限公司（Jih Sun Financial Holdings Co., Ltd.）とビジネスマッチング業務、融資・貿易金融関連業務、アドバイザー業務や資金運用商品の提供などの広範な業務分野について、業務協調に関する覚書を締結しております。
12. 当行は、マレーシアの大手商業銀行RHB Bank Berhadと、戦略的パートナーとして法人向け業務に関する業務提携の覚書を締結しております。
13. 当行は、マレーシアの大手商業銀行CIMB Bank Berhad 並びにCIMB Investment Bank Berhadと、法人向け業務に関する業務提携の覚書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの

該当事項はありません。

ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の内訳

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
工藤英之	代表取締役社長	—	—
小座野喜景	取締役 チーフオフィサー グループ事業戦略	株式会社アプラスフィナンシャル 取締役（非常勤）	—
J.クリストファー フラウズ	取締役（社外）	J. C. フラウズ社 マネージングディレクター兼最高経営責任者 NIBCホールディング スーパーバイザリーボードメンバー ハンブルグコマーシャル銀行 スーパーバイザリーボードメンバー	同氏は2019年8月27日付で辞任により退任 重要な兼職は退任時現在
アーネスト M. 比嘉	取締役（社外）	株式会社ヒガ・インダストリーズ 代表取締役会長兼社長 ウェンディーズ・ジャパン株式会社 代表取締役会長 株式会社ジェシー・コムサ 取締役 学校法人昭和女子大学 理事 コロンビアビジネススクール 理事 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 特別理事	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
榎原 純	取締役(社外)	マネックスグループ株式会社 社外取締役 フィリップモリスインターナショナル 社外取締役	—
村山 利栄	取締役(社外)	—	—
富村 隆一	取締役(社外)	株式会社シグマクス 代表取締役社長	—
永田 信哉	常勤監査役	—	同氏は、当行において財務・会計に係る業務に長年にわたり従事した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
赤松 育子	監査役(社外)	公認会計士、公認不正検査士 日本公認会計士協会 理事 株式会社トップス 社外取締役	同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
金野 志保	監査役(社外)	弁護士 アルフレッサホールディングス株式会社 社外取締役 マネックスグループ株式会社 社外取締役	—

- (注) 1. 社外取締役アーネスト M. 比嘉、榎原 純、村山利栄、富村隆一の各氏及び社外監査役 赤松育子、金野志保の各氏は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員届出書を提出しております。
2. 当行は執行役員制度を採用するとともに、グループ本社についてはチーフオフィサー及びシニアオフィサーを置いており、2020年3月31日現在の取締役兼務を含む執行役員及びオフィサーの人数は35名となります。

(2) 会社役員に対する報酬等

当該年度にかかる役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	摘 要
取 締 役	8名 (内 退任済み 2名)	169百万円	—
監 査 役	4名 (内 退任済み 1名)	42百万円	—
計	12名 (内 退任済み 3名)	211百万円	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が2名おります。
 3. 2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額は、年額180百万円(内 社外取締役60百万円)、2010年6月23日開催の第10期定時株主総会において、監査役の報酬等の限度額は、年額60百万円と、決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
 4. 2015年6月17日開催の第15期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、常勤取締役を対象とした株式報酬型ストック・オプションを導入しました。株式報酬型ストック・オプションに関する役員報酬限度額は、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠として、年額50百万円以内と決議いただいております。
 5. 2018年6月20日開催の第18期定時株主総会の決議により、常勤取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬の金額については、3. 記載の取締役の報酬等の限度額である年額180百万円の範囲内において、年額20百万円以内としております。
 6. 取締役の報酬等には、取締役に付与した株式報酬型ストック・オプション報酬額27百万円を含めて記載しております。
 7. 当行の取締役の報酬は、経営健全化計画の内容を前提に、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、取締役会において個別の報酬額を決定しています。なお、常勤取締役に対しては、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、株式報酬型ストック・オプションと譲渡制限付株式を割り当てております。また、過度に短期的なリスクテイクへのインセンティブを抑制するために、取締役に対し役員賞与の支給はしておりません。
 8. 2015年6月17日開催の第15期定時株主総会決議に基づき、2019年6月19日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2019年8月27日付で辞任により退任した取締役1名に対し、退職慰労金として11百万円を支払いました。当該金額は、上記の「報酬等」に含めて記載しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
J. クリストファー アーネスト 榎原 村山 富村 赤松 金野	フラワーズ M. 比嘉 純栄 一子 保 社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。 また、2019年8月27日付で社外取締役を辞任いたしましたJ. クリストファー フラワーズ氏との間で同様の契約を締結しておりました。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況		銀行と当該他の法人等との関係
J. クリストファー フ ラ ウ ー ズ	J. C. フラワーズ社	マネージング ディレクター兼 最高経営責任者 (業務執行者)	J. C. フラワーズ社が助言を行っている ファンドの投資家が、同じく同社より 助言を得ている当行旧主要株主への 投資を通じて間接的に当行に投資して いました。また、当行は同社が助言を 行っているファンドに投資していま す。
	NIBCホールディング	スーパーバイザ リーボードメン バー	NIBCホールディングに対し当行は間 接的に出資を行っております。
	ハンブルグコマーシャル銀行	スーパーバイザ リーボードメン バー	ハンブルグコマーシャル銀行と当行に は資本関係その他、特に記載すべき関 係はありません。
アーネスト M. 比嘉	株式会社ヒガ・インダストリーズ	代表取締役会長兼社長 (業務執行者)	株式会社ヒガ・インダストリーズと当 行には資本関係その他、特に記載す べき関係はありません。
	ウェンディーズ・ジャパン株式会社	代表取締役会長 (業務執行者)	ウェンディーズ・ジャパン株式会社と 当行には資本関係その他、特に記載す べき関係はありません。
	株式会社ジェーシー・コムサ	取締役	株式会社ジェーシー・コムサと当行に は資本関係その他、特に記載すべき関 係はありません。
	学校法人昭和女子大学	理事	学校法人昭和女子大学と当行には資本 関係その他、特に記載すべき関係はあ りません。
	コロンビアビジネススクール	理事	コロンビアビジネススクールと当行に は資本関係その他、特に記載すべき関 係はありません。
	一般社団法人東京ニュービ ジネス協議会	特別理事	一般社団法人東京ニュービジネス協議 会と当行には資本関係その他、特に記 載すべき関係はありません。
榎 原 純	マネックスグループ株式会社	社外取締役	マネックスグループ株式会社と当行に は資本関係その他、特に記載すべき関 係はありません。
	フィリップモリスインターナ ショナル	社外取締役	フィリップモリスインターナショナル と当行には資本関係その他、特に記載 すべき関係はありません。
富 村 隆 一	株式会社シグマクシス	代表取締役社長 (業務執行者)	株式会社シグマクシスと当行には資本 関係その他、特に記載すべき関係はあ りません。

氏名	兼職その他の状況		銀行と当該他の法人等との関係
赤松育子	日本公認会計士協会	理事	日本公認会計士協会と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社トップス	社外取締役	株式会社トップスと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
金野志保	アルフレッサホールディングス株式会社	社外取締役	アルフレッサホールディングス株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	マネックスグループ株式会社	社外取締役	マネックスグループ株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

(注) J.クリストファーフラワーズ氏は2019年8月27日付で社外取締役を辞任いたしました。兼職その他の状況及び銀行と当該他の法人等との関係については辞任日までの状況を記載しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
J.クリストファー フラワーズ	社外取締役 18年5ヶ月 取締役(非常勤) 1年	2019年8月27日辞任までに開催された取締役会3回中全てに出席	議案、審議全般において、金融に関する豊富な知識に基づき、必要な発言、助言を適宜行っております。
アーネスト M. 比嘉	6年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会8回中全てに出席	消費者を対象とした事業に関する豊富な知識と経営者としての経験に基づき、議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
榎原 純	8年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会8回中全てに出席	金融に関する豊富な知識に基づき、議案全般において必要な発言、助言を適宜行っております。
村山 利栄	9ヶ月	2019年6月就任後当事業年度開催の取締役会7回中全てに出席	金融に関する豊富な知識に基づき、議案全般において必要な発言、助言を適宜行っております。
富村 隆一	社外取締役 4年9ヶ月 社外監査役 1年	当事業年度開催の取締役会8回中全てに出席	企業経営者およびコンサルタントとしての豊富な経験と情報システムを含む幅広い知識に基づき、議案、審議につき発言、助言を行っております。
赤松 育子	9ヶ月	2019年6月就任後当事業年度開催の取締役会7回中全て、監査役会9回中全てに出席	必要に応じ、主に公認会計士及び公認不正検査士としての専門的見地や豊富な経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
金野 志保	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会8回中全て、監査役会12回中全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
社外役員の報酬等の総額等	9名 (内 退任済み 3名)	77百万円	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。
 3. 2015年6月17日開催の第15期定時株主総会決議に基づき、2019年6月19日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2019年8月27日付で辞任により退任した取締役1名に対し、退職慰労金として11百万円を支払いました。当該金額は、上記の「報酬等」に含めて記載しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	400,000,000株
	発行済株式の総数	259,034,689株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式(28,290,791株)を含みます。

(2) 当年度末株主数	24,962名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
預金保険機構	26,912,888	11.66%
SBIホールディングス株式会社	21,926,200	9.50%
株式会社整理回収機構 整理回収銀行口	20,000,000	8.66%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,013,700	6.07%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,110,436	3.94%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	8,131,100	3.52%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,062,300	2.62%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	6,044,308	2.61%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,047,704	1.75%
JPMORGAN CHASE BANK 385151	3,385,594	1.46%

(注) 持株比率は、自己株式(28,290,791株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

「5. 当行の新株予約権等に関する事項」につきましては、法令及び当行定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.shinseibank.com>) に掲載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名	称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ		監 査 証 明 業 務	監査証明業務以外の業務には、以下のものが含まれています。 ・社債発行に伴うコンフォートレターの作成 ・マネーローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する助言 ・自己資本比率の内部管理体制についての調査報告 等
		監査証明業務以外の業務	
		報 酬 等 計	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 業務執行社員は佐藤嘉雄氏、早川英孝氏、内田彰彦氏の3名です。
 3. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
 4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容が当行グループの特性に適合した妥当なものであり、会計監査の職務執行状況、執行サイド及び監査役等とのコミュニケーションの状況、並びに報酬見積りの算出根拠などについて必要な検討を行った上で、会計監査人の監査品質の確保及びガバナンスへの取り組みに照らし、会計監査人の報酬等につき妥当と判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 5. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当 該 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 (百 万 円)		
	監 査 証 明 業 務	689
	監査証明業務以外の業務	131
報	酬	等
	報 酬 等 計	820

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を目的とする株主総会議案の内容を決定します。その場合、取締役会は、監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

「1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要」につきましては、法令及び当行定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.shinseibank.com>) に掲載しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

(1) 組織の枠組み

二線機能を担当する組織として、グループ本社内にリスク管理機能やコンプライアンス機能等を担う専門部署を設置しております。また、三線機能を担当する組織としてグループ監査部を設置しております。

(2) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取組みの状況

代表取締役を含む全役職員は、新生銀行としての行動指針を示した「新生銀行グループ行動規範」に係る研修（E-ラーニング）を受講し、行動規範の遵守を年次で誓約しております。また、取締役会に外部顧問弁護士が出席し、法令等遵守に関する事項に係る判断が必要な場合には、適時かつ適切に相談出来る体制としており、また、監査役は、法令等遵守の観点から取締役の業務執行を監査しています。

コンプライアンス事案については、全部室店にコンプライアンス責任者・コンプライアンス管理者を置き、モニタリングを行っております。

内部通報システムは、業務執行ラインから独立して把握される体制として整備されており、グループ法務・コンプライアンス統括部のほか、常勤監査役、外部弁護士が窓口になり、通報・調査内容は逐次常勤監査役に報告されています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する取組みの状況

「グループ情報セキュリティポリシー」に従い、情報を重要な資産と認識し、当該ポリシーのもと、各種社内手続きに従う形で、各種情報資産が作成、保存されております。また当該情報資産の特性に応じてアクセスの機密性を確保し、適切に管理しています。更に、情報セキュリティについて、全部室店を対象に自己チェックを定期的に行い、必要に応じ問題点の改善を図るとともに、サイバー攻撃を受けた際の被害を業務アプリケーションや顧客データ等に及ぼさないようにする対応や訓練も進めております。

(4) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

「グループリスクマネジメントポリシー」を定めて、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。同ポリシーの基本方針のもと、各リスクおよび審査の担当部署ならびにグループリスクポリシー委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、グループALM委員会、市場取引統轄委員会、グループ新規事業・商品委員会を通じてリスクマネジメントを実施しています。また、グループ業務継続体制管理委員会を通じて、新型コロナウイルス感染症対策を含めて、重要業務の安定的な継続、ならびにお客さまや社会を意識した業務運営を行っております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

代表取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員、チーフオフィサーおよびシニアオフィサーが、「業務執行規程」に従い、それぞれ管掌する業務を遂行する体制をとっており、さらにグループ経営会議および経営会議により、必要な意思決定を行っております。

当該体制のもとで、グループベースでの中期経営戦略を具体化するために、年度計画・予算および重要経営指標（KPI）を定めて、年4回のPDCAセッションにて、計

画実現に向けたプロセスや進捗状況を経営陣がレビューしています。また、新規事業および戦略的資本提携案件の進捗状況についても、年4回のモニタリングセッションにて、経営陣がレビューしています。

また、当行およびグループ各社が持つ間接機能を実質的に統合したグループ本社のもとで、各機能の高度化とグループでの全体最適を追求することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、重複する機能の集約による生産性・効率性の向上を進めております。

さらに、ビジネス機能については、執行役員の中からビジネスユニット長と各部の担当役員を選任し、ビジネスユニット長が立案するグループ全体の事業戦略と経営資源配分のもとで、各部の担当役員とその上位者である総括担当役員が顧客との取引を推進することとしております。

(6) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

「子会社・関連会社ポリシー」に従って、各子会社・関連会社の経営全般を管理する主管部を定め、主管部が主にグループ本社の専門セクションと連携して各子会社・関連会社のビジネスプランの策定やその進捗状況管理をはじめとした経営全般の指導・管理を行うとともに、グループ経営企画部が主管部の決定を含む子会社・関連会社管理全体を統括する体制を構築しております。かかる体制のもと、主管部をはじめとする行内関係各部は、子会社の事業活動やガバナンスに関する事項を定期的にグループ経営会議に報告し、また、子会社の経営に関する重要事項についてグループ経営会議に付議しており、グループ経営企画部は、主要な子会社については自ら主管部としての機能を果たすほか、各社のビジネスプランの策定や監督当局手続等における主管部への支援・助言に関する業務を行っています。更に、グループ本社の専門セクションは、法令遵守やリスク管理等の領域毎の指導・管理等グループ横断的な内部管理態勢構築のための業務を行っています。

このような体制で、グループ本社と子会社・関連会社は、「グループ本社組織管理規程」の考え方に従って、可能な範囲で一体的かつ効率的な業務運営を行っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する取組みおよび当該従業員の取締役からの独立性に関する取組みの状況

当行は、当行の監査役の監査の補助のために監査役室を設置し、同室所属の職務補助者は監査役の指揮命令に従い、その業務の結果を監査役に対して報告しています。

(8) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は原則毎月実施し、監査に関する重大な事項について報告を受け、協議・決議を行っているほか、代表取締役、および会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況について意見交換を行っています。

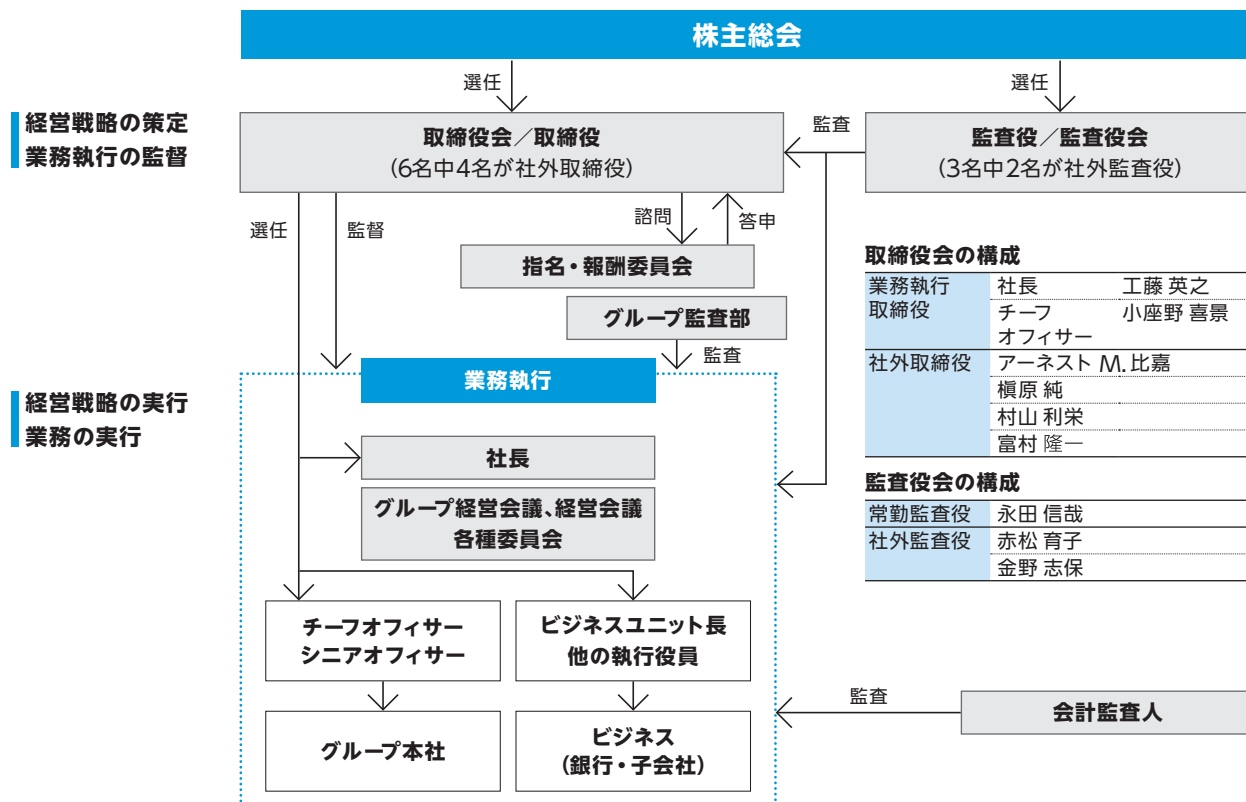
また、常勤監査役は、グループコンプライアンス委員会やグループリスクポリシー委員会を始めとする各種重要委員会に陪席するほか、必要に応じて、グループ会社を含む各関係部店へのヒアリングなどを実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。

⑨ 反社会的勢力排除、並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金の供与の防止に対する取組みの状況

「反社会的勢力への対応ガイドライン」を定めて、グループ法務・コンプライアンス統括部金融情報管理室が反社会的勢力対策に関する企画、推進、管理を統轄し、グループ総務部と緊密に連携しながら、外部専門機関との連携、および主に以下の具体的施策を実施しております。反社会的勢力の排除対策として、取引開始前および取引開始後も定期的に反社会的勢力に該当するか否かのスクリーニング・チェックを実施し、また取引時に締結する約款、契約書などに反社会的勢力を排除するための所定の条項を盛り込んでいます。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与の防止についても、グループ法務・コンプライアンス統括部金融情報管理室が制定した管理方針の下で、グループ横断的な管理態勢を整備しております。

【ご参考情報】

■コーポレート・ガバナンス体制図（2020年4月30日現在）



9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行定款第36条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使していく方針であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第20期 2020年3月31日現在
資産の部	
現金預け金	1,614,134
買入金銭債権	63,575
特定取引資産	213,707
金銭の信託	415,107
有価証券	957,040
貸出金	5,110,404
外国為替	73,879
リース債権及びリース投資資産	193,445
その他資産	1,007,605
有形固定資産	69,414
建物	12,350
土地	2,665
有形リース資産	47,148
建設仮勘定	741
その他の有形固定資産	6,508
無形固定資産	67,073
ソフトウェア	52,405
のれん	10,626
無形リース資産	65
無形資産	2,496
その他の無形固定資産	1,479
退職給付に係る資産	5,683
繰延税金資産	16,977
支払承諾見返	526,520
貸倒引当金	△107,998
資産の部合計	10,226,571

科目	第20期 2020年3月31日現在
負債の部	
預金	5,849,211
譲渡性預金	455,950
コールマネー及び売渡手形	165,000
売現先勘定	38,956
債券貸借取引受入担保金	350,407
特定取引負債	183,943
借入金	881,991
外国為替	687
短期社債	221,300
社債	166,500
その他負債	404,973
賞与引当金	8,560
役員賞与引当金	47
退職給付に係る負債	8,422
役員退職慰労引当金	50
睡眠預金払戻損失引当金	621
睡眠債券払戻損失引当金	3,513
利息返還損失引当金	49,308
繰延税金負債	119
支払承諾	526,520
負債の部合計	9,316,086
純資産の部	
資本金	512,204
資本剰余金	78,506
利益剰余金	389,600
自己株式	△61,097
株主資本合計	919,214
その他有価証券評価差額金	4,755
繰延ヘッジ損益	△15,719
為替換算調整勘定	△1,670
退職給付に係る調整累計額	△3,585
その他の包括利益累計額合計	△16,219
新株予約権	125
非支配株主持分	7,364
純資産の部合計	910,485
負債及び純資産の部合計	10,226,571

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		399,503
資金運用収益	153,777	
貸出金利息	140,204	
有価証券利息配当金	10,794	
コールローン利息及び買入手形利息	11	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	1,121	
その他の受入利息	1,645	
役務取引等収益	59,213	
特定取引収益	15,821	
その他業務収益	144,855	
その他経常収益	25,835	
償却債権取立益	6,464	
その他の経常収益	19,370	
経常費用		348,466
資金調達費用	20,266	
預金利息	6,295	
譲渡性預金利息	61	
コールマネー利息及び売渡手形利息	43	
売現先利息	356	
債券貸借取引支払利息	840	
借入金利息	2,875	
短期社債利息	145	
社債利息	283	
その他の支払利息	9,364	
役務取引等費用	26,782	
その他業務費用	97,532	
営業経費	152,494	
のれん償却額	2,144	
無形資産償却額	291	
その他の営業経費	150,057	
その他経常費用	51,391	
貸倒引当金繰入額	44,818	
その他の経常費用	6,572	
経常利益		51,036
特別利益		26
固定資産処分益	0	
その他の特別利益	25	
特別損失		1,862
固定資産処分損	423	
減損損失	660	
その他の特別損失	778	
税金等調整前当期純利益		49,200
法人税、住民税及び事業税	4,119	
法人税等調整額	△45	
法人税等合計		4,073
当期純利益		45,126
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△449
親会社株主に帰属する当期純利益		45,575

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	512,204	78,506	346,562	△37,729	899,544
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,452		△2,452
親会社株主に帰属 する当期純利益			45,575		45,575
自己株式の取得				△23,500	△23,500
自己株式の処分		△53		132	78
利益剰余金から 資本剰余金への振替		53	△53		-
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△0			△0
連結子会社減少による減少高			△0		△0
その他有価証券評価差額金 から利益剰余金への振替			△32		△32
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△0	43,037	△23,368	19,669
当 期 末 残 高	512,204	78,506	389,600	△61,097	919,214

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	10,041	△16,391	△1,527	378	△7,500	99	4,498	896,642
当期変動額								
剰余金の配当								△2,452
親会社株主に帰属する当期純利益								45,575
自己株式の取得								△23,500
自己株式の処分								78
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△0
連結子会社減少による減少高								△0
その他有価証券評価差額金から利益剰余金への振替								△32
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,285	671	△142	△3,963	△8,719	26	2,865	△5,826
当期変動額合計	△5,285	671	△142	△3,963	△8,719	26	2,865	13,842
当期末残高	4,755	△15,719	△1,670	△3,585	△16,219	125	7,364	910,485

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第20期 2020年3月31日現在
資産の部	
現金預け金	1,475,672
現金	6,124
預け金	1,469,547
買入金銭債権	42,795
特定取引資産	206,547
特定取引有価証券派生商品	2,255
特定金融派生商品	204,291
金銭の信託	312,128
有価証券	1,265,800
国債	358,567
社債	168,949
株式	346,266
その他の証券	392,017
貸出金	5,040,819
手形貸付	28,313
証書貸付	4,087,003
当座貸越	925,502
外国為替	73,879
外国他店預け	73,879
その他資産	234,006
前払費用	2,767
未収収益	8,055
先物取引差入証拠金	4,782
先物取引差金勘定	266
金融派生商品	71,745
金融商品等差入担保金	66,258
社債発行費	349
未収金	5,775
その他の資産	74,006
有形固定資産	12,435
建物	8,386
リース資産	38
建設仮勘定	307
その他の有形固定資産	3,703
無形固定資産	25,631
ソフトウェア	23,617
のれん	537
リース資産	1,463
その他の無形固定資産	12
前払年金費用	6,940
繰延税金資産	2,731
支払承諾見返	18,787
貸倒引当金	△31,480
資産の部合計	8,686,696

科目	第20期 2020年3月31日現在
負債の部	
預金	5,995,082
当座預金	94,819
普通預金	2,703,933
通知預金	3,353
定期預金	2,652,189
その他の預金	540,786
譲渡性預金	455,950
コールマネー	165,000
売現先勘定	38,956
債券貸借取引受入担保金	345,357
特定取引負債	182,969
特定取引有価証券派生商品	1,985
特定金融派生商品	180,984
借入金	342,683
借入金	342,683
外国為替	687
未払外国為替	687
社債	116,500
その他負債	162,115
未払法人税等	1,532
未払費用	10,533
前受収益	658
先物取引差金勘定	77
金融派生商品	85,080
金融商品等受入担保金	25,110
リース債務	12
資産除去債務	7,307
その他の負債	31,802
賞与引当金	4,840
睡眠預金払戻損失引当金	621
睡眠債券払戻損失引当金	3,513
支払承諾	18,787
負債の部合計	7,833,066
純資産の部	
資本金	512,204
資本剰余金	79,465
資本準備金	79,465
利益剰余金	338,529
利益準備金	15,734
その他利益剰余金	322,795
繰越利益剰余金	322,795
自己株式	△61,097
株主資本合計	869,102
その他有価証券評価差額金	624
繰延ヘッジ損益	△16,174
評価・換算差額等合計	△15,549
新株予約権	76
純資産の部合計	853,629
負債及び純資産の部合計	8,686,696

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	170,640
資金運用収益	120,335
貸出金利息	98,008
有価証券利息配当金	20,003
コールローン利息	11
預け金利息	1,080
その他の受入利息	1,230
役務取引等収益	21,295
受入為替手数料	1,085
その他の役務収益	20,210
特定取引収益	10,994
特定取引有価証券収益	827
特定金融派生商品収益	10,167
その他業務収益	10,022
外国為替売買益	529
国債等債券売却益	7,385
金融派生商品収益	254
その他の業務収益	1,853
その他経常収益	7,992
償却債権取立益	105
株式等売却益	4,626
金銭の信託運用益	2,381
その他の経常収益	877
経常費用	136,702
資金調達費用	17,244
預金利息	6,300
譲渡性預金利息	61
コールマネー利息	43
売現先利息	356
債券貸借取引支払利息	840
借入金利息	141
社債利息	137
金利スワップ支払利息	9,344
その他の支払利息	17

(単位：百万円)

科 目	金 額
役務取引等費用	27,530
支払為替手数料	1,262
その他の役務費用	26,268
特定取引費用	0
その他の特定取引費用	0
その他業務費用	6,614
国債等債券売却損	3,538
国債等債券償却	422
社債発行費償却	74
その他の業務費用	2,578
営業経費	72,308
その他経常費用	13,004
貸倒引当金繰入額	8,813
貸出金償却	5
株式等売却損	86
株式等償却	2,784
金銭の信託運用損	0
その他の経常費用	1,312
経常利益	33,938
特別利益	2,109
固定資産処分益	0
その他の特別利益	2,109
特別損失	2,334
固定資産処分損	80
減損損失	631
その他の特別損失	1,622
税引前当期純利益	33,713
法人税、住民税及び事業税	1,792
法人税等調整額	△1,260
法人税等合計	532
当期純利益	33,180

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	512,204	79,465	-	79,465	15,243	292,611	307,855	△37,729	861,796
当期変動額									
剰余金の配当					490	△2,943	△2,452		△2,452
当期純利益						33,180	33,180		33,180
自己株式の取得								△23,500	△23,500
自己株式の処分			△53	△53				132	78
利益剰余金から 資本剰余金への振替			53	53		△53	△53		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	490	30,183	30,674	△23,368	7,306
当期末残高	512,204	79,465	-	79,465	15,734	322,795	338,529	△61,097	869,102

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	4,719	△17,925	△13,205	49	848,640
当期変動額					
剰余金の配当					△2,452
当期純利益					33,180
自己株式の取得					△23,500
自己株式の処分					78
利益剰余金から 資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△4,094	1,751	△2,343	27	△2,316
当期変動額合計	△4,094	1,751	△2,343	27	4,989
当期末残高	624	△16,174	△15,549	76	853,629

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 新生 銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早川 英孝	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 彰彦	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 新生 銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早川 英孝	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 彰彦	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新生銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び従業員等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、所管部署及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。内部監査部門については、事前に内部監査計画の協議を行い、実施した監査の結果及びその改善状況について適宜に報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、企業集団の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社 新生銀行 監 査 役 会

常勤監査役	永	田	信	哉	㊟
社外監査役	金	野	志	保	㊟
社外監査役	赤	松	育	子	㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, starting from the top line and extending down the page.

会場ご案内図

会場

野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル YUITO 6階

交通のご案内

- 地下鉄-東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅 (A9出口方面) 徒歩約1分
- 地下鉄-東京メトロ 半蔵門線 三越前駅 (B4出口) 徒歩約5分
- JR線-総武本線 新日本橋駅 (1番出口) 徒歩約4分

地下鉄三越前駅、JR新日本橋駅からは、地下道でYUITOに直結しています。

半蔵門線は改札からA9出口まで10分近くかかる場合があります。



野村コンファレンス
プラザ日本橋
(日本橋室町野村ビル)
“YUITO”6階



当日は、節電への協力の一環として、
役職員一同「クールビズ」の軽装と
いたします。

株主さまへのお土産はご用意しておりません。

